

第 123 回 科学技術部会	資料 2 - 2
令和 3 年 7 月 21 日	

厚生労働科学研究の成果のまとめ (令和 2 年度)

本資料は、「厚生労働科学研究の成果に関する評価（令和 2 年度報告書）」を作成するにあたり、各研究事業の担当部局・課室において作成した成果等を取りまとめたものです。なお、各研究事業の成果の概要中、「5. 研究成果の評価」及び「6. 改善すべき点及び今後の課題」については、各研究事業の事後評価委員会委員が確認した記載内容となっています。

令和 3 年 7 月 21 日

厚生労働省

目 次

1. 厚生労働科学研究の研究事業の一覧	4
2. 研究事業の成果の概要（厚生労働科学研究）	5
<u>I. 行政政策研究分野</u>	
1. 政策科学総合研究事業	
（1）政策科学推進研究事業	5
（2）統計情報総合研究事業	8
（3）臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業	11
（4）倫理的法的社会的課題研究事業	14
2. 地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業	17
3. 厚生労働科学特別研究事業	21
<u>II. 疾病・障害対策研究分野</u>	
1. 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業	
（1）健やか次世代育成総合研究事業	34
2. がん対策推進総合研究事業	
（1）がん政策研究事業	38
3. 生活習慣病・難治性疾患等総合研究事業	
（1）循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業	41
（2）女性の健康の包括的支援政策研究事業	44
（3）難治性疾患政策研究事業	48
（4）腎疾患政策研究事業	51
（5）免疫アレルギー疾患政策研究事業	54
（6）移植医療基盤整備研究事業	59
（7）慢性の痛み政策研究事業	64
4. 長寿・障害総合研究事業	
（1）長寿科学政策研究事業	67
（2）認知症政策研究事業	71
（3）障害者政策総合研究事業	75
5. 感染症対策総合研究事業	
（1）新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業	79
（2）エイズ対策政策研究事業	84
（3）肝炎等克服政策研究事業	87

Ⅲ. 健康安全確保総合研究分野

1. 地域医療基盤開発推進研究事業	92
2. 労働安全衛生総合研究事業	96
3. 食品医薬品等リスク分析研究事業	
(1) 食品の安全確保推進研究事業	99
(2) カネミ油症に関する研究事業	104
(3) 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業	107
(4) 化学物質リスク研究事業	112
4. 健康安全・危機管理対策総合研究事業	116

1. 厚生労働科学研究の研究事業の一覧

I. 行政政策研究分野

政策科学推進研究事業
統計情報総合研究事業
臨床研究等 ICT 基盤構築・人工知能実装研究事業
倫理的法的社会的課題研究事業
地球規模保健課題解決推進のための行政施策に関する研究事業
厚生労働科学特別研究事業

II. 疾病・障害対策研究分野

健やか次世代育成総合研究事業
がん政策研究事業
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
女性の健康の包括的支援政策研究事業
難治性疾患政策研究事業
腎疾患政策研究事業
免疫アレルギー疾患等政策研究事業
移植医療基盤整備研究事業
慢性の痛み政策研究事業
長寿科学政策研究事業
認知症政策研究事業
障害者政策総合研究事業
新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業
エイズ対策政策研究事業
肝炎等克服政策研究事業

III. 健康安全確保総合研究分野

地域医療基盤開発推進研究事業
労働安全衛生総合研究事業
食品の安全確保推進研究事業
カネミ油症に関する研究事業
医薬品・医療機器品等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
化学物質リスク研究事業
健康安全・危機管理対策総合研究事業

2. 研究事業の成果の概要（厚生労働科学研究）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	政策科学推進研究事業
主管部局（課室）	政策統括官（総合政策担当）政策立案・評価担当参事官室
関係部局	医政局、子ども家庭局、社会・援護局、保険局、年金局、政策統括官（総合政策担当）、政策統括官（統計・情報政策担当）

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	354,545	20	20
平成31/令和元年度	340,909	22	21
令和2年度	335,860	23	19

3. 研究事業の目的

社会・経済構造の変化と社会保障に関する研究を推進することにより、医療・介護・福祉・年金・雇用・子育て等の各社会保障施策についての費用対効果などの客観的根拠を得ることや、効果的・効率的な社会保障施策立案に資することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ・「イギリス・カナダの私的年金における確定給付型及び確定拠出型共通の限度額の設定・管理方法等についての調査研究」（令和2年度）では、イギリス・カナダ両国における各種文献調査及び現地有識者へのヒアリング調査を通じて、我が国において「非課税拠出の枠」を設ける場合のポイントについて整理を行い、今後社会保障審議会企業年金・個人年金部会において、企業年金・個人年金制度の将来像の検討を行うに当たっての基礎資料になる予定である。 ・「診療現場の実態に即した医療ビッグデータ（NDB等）の解析の精度向上及び高速化を可能にするための人材育成プログラムの実践と向上に関する研究」（平成31年～令和2年度）では、Webinar開催によるオンライン教育プログラムを開発し、保健・医療・介護データのインフラを活用できる人材の育成に貢献した。それらを活用して全省的な政策課題に関する研究・知見を提供することへの貢献が

期待される。

・「医療・福祉専門職種の人材確保のための需給両面から見たマンパワー推計に関する研究」（令和2年度）では、専門職別従事者数の将来見通しを作成し、2018年から2040年にかけて「医療・介護専門職については、264万人から337万人まで1.28倍に拡大する。また保育士も含めた場合には、乳幼児人口の減少を受けて保育士数が減少するため、296万人から361万人まで、1.22倍の増加率にとどまる。」との推計結果を得た。令和3年夏以降に開催予定である検討会において共通基礎課程の創設に向けた検討を具体化するにあたり、制度設計の基礎資料とする。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

・新型コロナウイルスの感染拡大に影響を受けた課題が散見された。「児童虐待対策における行政・医療・刑事司法の連携推進のための協同面接・系統的全身診察の実態調査及び虐待による乳幼児頭部外傷の立証に関する研究」においては、現地ヒアリングの実施困難や、症例の減少等の影響を受けたが、令和3年度の研究計画を修正し、オンライン会議の活用や共同研究施設への協力を要請し、目的の成果が得られるよう取り組んでいる。

(2) 論文数などの業績（令和2年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
3	142	1	0	52	1	0	0	13	3

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>経済のグローバル化の進展、雇用環境の変化、人口減少及び高齢化による生産年齢人口の減少、世帯や家族のあり方の変化等、社会・経済構造の大きな変化が起こる中、社会保障にかかる費用は増大し、社会保障のあり方が問われている。社会・経済構造の大きな変化に対応した持続可能な社会保障制度とするよう不断の見直しを行っていくことは、未来への投資につながるものであり、わが国の経済社会にとって最重要の課題の1つである。その中で、医療、介護、福祉、年金、雇用、子育て等の各制度が内包している課題に対応した社会保障の機能強化に努めつつ、経済を支え、経済成長に貢献する社会保障制度を構築するための研究が実施されている。また近年、エビデンス（科学的根拠）に基づいて、より質の高い効果的・効率的な施策立案を行うことが求められていることから、人文社会学系（法学・経済学・社会</p>
---------------------------	--

	学等)を中心とする研究課題を推進することにより、社会保障施策立案に資する専門的・実務的観点からの理論的・実証的研究が実施されている。
効率性の観点から	<p>本事業の研究課題は、省内関係部局と調整の下、施策の推進に真に必要で緊急性の高いものを取り上げ、社会保障施策に資する各種マニュアル等の作成や診療報酬改定の基礎情報とする等、具体的なアウトプットを設けることで、より明確に目標達成管理を行っている。</p> <p>また、事前評価・中間評価等各段階で外部有識者から構成される評価委員会で適切な研究評価を行うことで、効率よく、優れた研究が採択・実施されている。</p>
有効性の観点から	<p>多くの研究が喫緊の行政ニーズを反映しており、それらの成果が、医療、介護、福祉、年金、子育て等、社会保障全般に係る厚生労働行政に有効に活用されている。また、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行う上で必要な基礎的な理論、データを蓄積する研究を行っている。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

社会保障をとりまく環境が大きく変化する中、引き続き持続可能かつ適切な社会保障制度の構築に資する研究を実施する。特に令和4年度は、医療の効率化・最適化や年金制度強化に資する研究等を新規課題として実施する予定である。

社会保障施策においては、医学、社会学、経済学、法学、統計学など広範な分野にわたる検討が必要であるため、各分野の専門家や様々な研究機関の協力のもとで研究を推進する体制の強化に取り組むべきである。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「診療現場の実態に即した医療ビッグデータ（NDB等）の解析の精度向上及び高速化を可能にするための人材育成プログラムの実践と向上に関する研究」（平成31年～令和2年度）

Society for Clinical Epidemiology
日本臨床疫学会

学会について 入会・変更 専門家制度 各種セミナー 学会誌 会員用ページ

セミナーの概要

2020年

◆NDB・DPCデータベース研究人材育成Webinar

■ 名称	NDB・DPCデータベース研究人材育成Webinar
■ 開催期間	2020年9月7日(月)～9月10日(金)
■ 形式	Webによる動画配信（講義のみ、ハンズオンセミナーはありません） ※事前に登録していただいたアドレスに動画のURLをお送りします。 ※配信開始中は全ての講義をいつでも視聴することが可能です。
■ 主催・共催	主催：厚生労働省科学研究、保健医療介護ビッグデータ人材育成研究班 (研究代表者：東京大学 康永秀生) 共催：日本臨床疫学会

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	統計情報総合研究事業
主管部局（課室）	政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付保健統計室
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 30 年度	22,884	15	9
平成 31/令和元年度	23,413	13	8
令和 2 年度	27,262	11	8

3. 研究事業の目的

本研究事業では、国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上や統計改善の推進に向けた基盤整備・強化等を踏まえた研究を推進する。これにより、統計データを活用し、社会の変化に対応した政策の企画立案を適切に行うためのエビデンス（科学的根拠）の創出へつなげ、医療・保健・介護・福祉・年金・雇用などの各制度の課題解決や国際的な統計基準の開発等への貢献を目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>「NDB データから患者調査各項目及び OECD 医療の質指標を導くためのアルゴリズム開発にかかる研究」（平成 31 年度～令和 2 年度）では、患者調査の一部の調査項目における NDB データを活用した算出方法を提案することにより患者調査の調査手法の検討に資する基礎資料を作成した。また、OECD の指標の導出において、国際比較可能な数値の算出方法を提案した。「保健・医療関連行為に関する国際分類の国際比較と今後の我が国への適用のための研究」（平成 31 年度～令和 3 年度）では、ICHI（International Classification of Health Interventions）について、我が国を含め世界各国が参加した WHO のフィールドテストで得られた結果を分析し、国内での活用に向けて保健・医療関係者の理解を進める目的で、ICHI の基本等を記載したテキストを作成した。</p>
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例</p> <p>「リンケージデータだからこそ示すことのできる要介護発生前から死亡までの軌跡—要介護発生の背景、医療介護費用に着目して」（平成 30 年度～令和 2 年</p>

度)では、取得したデータの分析・検討は行われたものの、リンケージデータの利活用に向けた提言が十分に得られなかった。									
(2) 論文数などの業績 (令和2年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>社会保障に関連する状況が刻々と変化している中で、持続可能な社会保障制度を構築するための政策立案は喫緊の課題であり続けている。その中で、近年エビデンスに基づいた政策立案の必要性は高まっており、根拠を示す統計データの利活用は不可欠である。本事業は我が国が直面する課題に関して、現状の統計データを活用したエビデンスを示すとともに、政策評価にも資するよりよいエビデンスを創出するために必要な事業である。</p> <p>また、WHOが作成する国際統計分類の改善への協力という国際貢献や、これらの分類の我が国での適用やこれを用いたデータの国際機関への提供に関する課題解決に資する研究を行っているという観点でも必要な事業である。</p>
効率性 の観点 から	<p>研究計画等の妥当性を省内外の動向を踏まえて評価し、必要かつ緊急性の高い研究を優先的に採択することで、効率的に研究事業を推進している。また、時間的経費的コストの低い作業仮説と普遍性のある結果が得られることが想定される研究課題を採択することで効率性を担保している。さらに、定期的実施される統計調査を見据えた計画、WHOの動向に合わせた計画・実施体制を持つ研究課題を採択することで、目標・成果を適切に管理している。</p>
有効性 の観点 から	<p>妥当性の高い統計データの作成に関する知見および国際比較可能性の向上に直結する知見が得られるようにすることで、種々の政策、特に保健医療政策立案に関して貢献している。また、研究結果から得られた我が国の知見を生かして、WHOが進めている国際統計分類の開発・改善に協力しており、国際貢献という視点からも本事業の有効性は高い。</p>

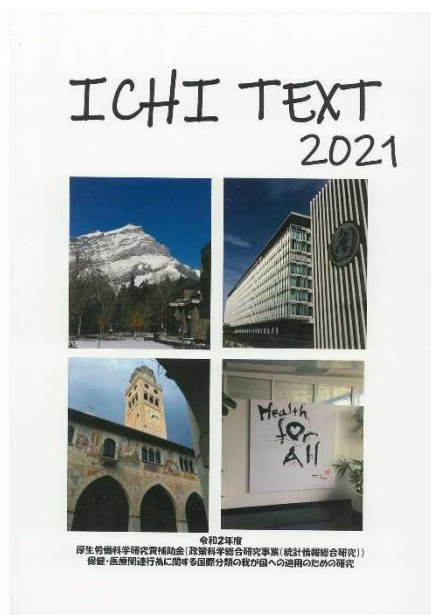
6. 改善すべき点及び今後の課題

持続可能な社会保障制度の構築、政策評価に必要なエビデンスの創出に必要な研究課題を推進することが重要であり、今後も厚生労働統計の効果的な実施および有効性の確保を図りながら、国民生活の向上に真に寄与するためにより効率性の高い統計調査を設計していく必要がある。

令和2年度においては国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上に資する基盤整備を行った。令和3年度には、厚生労働統計の調査手法、精度の向上に資する研究を推進しており、さらに今後は国際統計分類の国内外での活用に向けて分析を行う。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「保健・医療関連行為に関する国際分類の国際比較と今後の我が国への適用のための研究」（平成31年度～令和3年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	臨床研究 ICT 基盤構築・人工知能実装 研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	医政局医事課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 30 年度	459,161	29	28
平成 31/令和元年度	1,590,360 ^{※1}	31	22
令和 2 年度	1,640,227 ^{※2}	35	19

※1 平成 31/令和元年度の予算額、採択件数は、当初予算（357,023 千円、18 件）及び内閣府官民研究開発投資拡大プログラム（Public/Private R&D Investment Strategic Expansion Program: PRISM）からの配分額（1,233,337 千円、4 件）の合算である。

※2 令和 2 年度の予算額、採択件数は、当初予算（357,023 千円、15 件）及び内閣府官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）からの配分額（1,283,204 千円、4 件）の合算である。

3. 研究事業の目的

本研究事業では、健康・医療分野における ICT インフラの整備によるデータ利活用を推進し、行政政策の科学的根拠を得ること、及び健康医療分野における AI 技術の活用を促進する環境を整備し、患者・国民の個々の特性に応じた適切かつ迅速な医療を実現することを目標とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 「レセプトデータベースにおける健康寿命を規定する重症イベント精密捕捉技術の確立・正確性検証とその社会実装を通じた EBM と政策立案に貢献できるエビデンス創出（令和元年度～令和 2 年度）」においては、「レセプト病名」の不正確さを克服するため、疾患の発症を確実に捕捉する技術を確立し、糖尿病患者における下肢切断のリスク因子の解明等の臨床疫学研究に応用された。 「卒前・卒後のコンピテンシー獲得に至る多様なプロセスを支援する多面的な評価情報が集約化されたダイナミックシラバスの開発とその効果検証に関する研究（平成 30 年度～令和 2 年度）」においては、Moodle を利用したオンライ

ンによる学習、学習者の自己評価、省察支援及び教員による評価結果の閲覧・入力を支援するシステムを構築し、実際に自治医科大学の教育で用いられた。

- ・「ICTを活用した卒前・卒後のシームレスな医学教育の支援方策の策定のための研究（平成30年度～令和2年度）」においては、モバイル端末上で利用可能なICTを活用した卒後臨床研修評価システムを開発し、卒前臨床実習評価システムのプロトタイプが完成した。また、ICTを活用してMoodle版での教材となるモデル的な医学教育シナリオコンテンツを作成するとともに、その利用に関する体制基盤作りについて提言された。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
「医療現場のAI実装に向けた諸外国におけるAI利活用状況等の調査研究」では、調査文献数は多いものの、レビューを踏まえた問題点の抽出が不十分であり、想定していた結果が得られなかった。

(2) 論文数などの業績（令和2年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
43	99	19	1	132	46	3	0	0	2

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究は健康・医療分野の大規模データの分析により医療の質向上、均てん化、診療支援基盤の構築を推進するものである。膨大な医療データを収集・解析し効果的かつ個人に最適な医療を提供できる医療体制基盤を整備するために必要な研究である。
効率性 の観点 から	中間・事後評価の結果を適切に研究班にフィードバックすることによって、効率的に研究事業が実施されている。またCOVID-19パンデミックの中でWEB会議を活用により効率的に研究を推進できた。
有効性 の観点 から	本研究成果は健康保健医療分野における膨大なデータ分析を効率的・効果的に解析する技術の確立、および医療の質の向上、さらに保健医療データを利活用する基盤となるものである。また、平成29年より「データヘルス推進本部」、平成30年より「保健医療分野AI開発加速コンソーシアム」が設置され、健康・医療・介護分野における医療情報を連結したICTシステム構築やAI実装に向けた取組みが開始された。本事業は、これらを踏まえた政策を検討する際に貢献する。

6. 改善すべき点及び今後の課題

文献調査研究においては、多くの論文のレビューを行うだけではなく、政策に反映させられるような課題の抽出を行うべきである。

今後の課題としては、デジタル化は急速に進展しており、厚生労働省でもデータヘルス集中改革プランが進められており、大規模データの利活用研究の加速のため、匿名加工医療情報の利活用の課題抽出およびその解決策の提案を行う研究をすすめる必要がある。また、保健・医療分野における ICT・AI を活用した現場の負担軽減に関する研究や、コロナ禍における ICT、AI を利用した教育コンテンツの開発ならびに活用するための基盤づくりが求められる。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「卒前・卒後のコンピテンシー獲得に至る多様なプロセスを支援する多面的な評価情報が集約化されたダイナミックシラバスの開発とその効果検証に関する研究（平成30年度～令和2年度）」

自治医科大学における Moodle のトップページ（自治医科大学において使用されている実例）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	倫理的法的社会的課題研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 30 年度	12,250	4	2
平成 31/令和元年度	7,250	1	1
令和 2 年度	7,250	5	2

3. 研究事業の目的

最先端の技術による想定外の影響がイノベーション推進の障壁とならないように、新たな技術がもたらす倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues）を抽出し、その影響度等に応じて必要な政策を立案、実施することが必要である。令和 2 年度は、ゲノム・AI の双方に焦点を当て、具体的な ELSI を抽出、検討し、その解決策の提言やガイドラインを作成するための検討を行うことを目的とした。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>【医療 AI の研究開発・実践に伴う倫理的・法的・社会的課題に関する研究（令和 2 年度～令和 3 年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療 AI に関する ELSI の枠組みや論点について関連文献を収集し、暫定的な課題を取りまとめ、①研究開発における公正さの確保、②研究開発中の留意点、③得られた成果に関する開示・発信に関する論点等、研究開発において顕在化する課題、開発者が遵守すべき生命倫理を整理して、その成果を日本病理学会に提供した。成果については当該学会で検討中の「AI ガイドライン」に活用されているところである。また、ヒアリング調査や質問票調査の結果も踏まえ、医療における機械音声翻訳の活用に関する検討等を行った。 <p>【国民が安心してゲノム医療を受けるための社会実現に向けた倫理社会的課題抽出と社会環境整備（令和 2 年度～令和 4 年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険診療が開始されたがんゲノム検査の実態及び問題点を明らかにするため、がんゲノム医療中核拠点病院等に対する質問紙調査、担当医師に対するインタ

<p>ビュー調査を実施した。インタビュー調査においては、がん遺伝子パネル検査・二次的所見（SF）の確認検査及び開示割合の低さ、遺伝カウンセリングに対するスタッフ間の連携不足の問題などの ELSI 問題を含めた課題を抽出し、生殖細胞系列病的バリエーション開示検討のためのサマリーレポートの作成、SF 開示困難例情報の収集、事例集・ベストプラクティス集の作成、網羅的遺伝子診断の説明ツールの開発、患者・市民参画（patient and public involvement/engagement: PPI/E）の体制整備に関する研究等が行われた。これらはゲノム医療推進のための ELSI ガイドライン作成に活用される予定である。</p>									
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし</p>									
<p>(2) 論文数などの業績（令和2年度終了課題について）</p>									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>AI 技術に関しては、医療を含む社会の諸活動を改善させ得る技術であるが、他方、人々の間には不安や懸念も抱かれている。国内外の機関で倫理的な検討が進んでいる中（内閣府「人間中心の AI 社会原則」（2019）等）、それらの議論も踏まえ、保健医療分野における AI 技術に対する不安・懸念を特定しようとする当研究の試みは、人々の AI に対する信頼を獲得して利活用を促進するために必要であるため、本研究は高く評価することが出来る。</p> <p>また、保険診療が開始されたがんゲノム検査は、適切な治療を患者に届けるための有望な検査法であるが、その一方で患者においてゲノム情報に関連した不利益が生じる可能性があり、検査の実態及び問題点を明らかにし、その対策を検討する本研究は高く評価することが出来る。</p>
<p>効率性 の観点 から</p>	<p>中間・事後評価の結果を適切に研究班にフィードバックすることによって、効率的に研究事業が実施されている。また COVID-19 パンデミックの中で WEB 会議を活用により効率的に研究を推進できた。</p>

有効性の観点から	<p>AI を活用した医療機器等の医療現場への導入等、社会実装が進みつつあり、本研究事業は、AI の開発・利活用を持続的に推進していく上で、政策資料を検討する際の参考資料となる。</p> <p>また、ゲノム医療を推進していく上で、本研究事業の成果は、ゲノムデータを患者還元する際の ELSI に関するガイドラインの基礎となる。</p>
----------	---

6. 改善すべき点及び今後の課題

COVID-19 パンデミックにより、医療における AI やデジタル化の重要性は増しており、急速に拡大変容している AI の利用実態を踏まえ、使用者への教育、AI 出力結果の説明可能性、法的責任等について、ELSI に係る検討を深め、提言・発信することが望ましい。

ゲノム医療分野については、「全ゲノム解析等実行計画」において、全ゲノム解析等の結果を患者に還元する際の ELSI に対応する体制の在り方を引き続き検討する必要があり、また、今後はゲノム医療の新たな技術として保険適用される見込みであるリキッドバイオプシーの ELSI の諸問題についても検討が必要である。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

【医療 AI の研究開発・実践に伴う倫理的・法的・社会的課題に関する研究（令和2年度～令和3年度）】

AIガイドライン策定作業について

投稿日 2020年3月13日 by 日本病理学会事務局

現在、日本国内や世界的に、医療に係る人工知能 (Artificial intelligence; 以下 AI)、すなわちメディカルAIについて、研究開発が盛んに行われています。病理診断の世界でも、患者の病変組織から採取された組織画像・細胞画像AIを使って解析する「病理画像AI」について、既に商品化・販売されている案件が散見されます。病理診断は治療に大きく影響する医行為であり、無秩序に開発されたAIが使用される事態は防がなくてはならないと考えています。

JP-AIDでは、病理画像AIの開発・使用に関する「AIガイドライン」を策定するための研究を進めています。この「AIガイドライン」について、盛り込むべき内容やその方針について、広く皆様のご意見を頂戴した上で、策定を進めていくことになりました。

病理画像AIに関する「AIガイドライン」について、ご意見のある方は、お問い合わせホームよりご送信下さい（件名に「AIガイドラインへの意見」とお書き下さい）。なお、AIガイドラインに対するご意見については、個別にはご返信をしておりませんので、予めご了承下さい。

【国民が安心してゲノム医療を受けるための社会実現に向けた倫理社会的課題抽出と社会環境整備（令和2年度～令和4年度）】

「患者・市民参画 (PPI) ガイドブック」を読む会

日時
病変や組織をめぐる研究開発の現場では、研究を進め、される側の皆様からフィードバックの機会に、より良い研究を目指す「研究への参画 (Patient and Public Involvement) (PPI)」が注目を集めています。

しかし、「PPI」という言葉や参画方法に関しては、まだまだよく知られていないという方も多いのではないのでしょうか。

日本医療研究開発機構 (AMED) は、2019年4月に「参画・市民参画 (PPI) ガイドブック～患者と研究者の協働を促す第一歩として～」というガイドブックを刊行しました。

今回は、参画実践を推進した3施設を中心に、PPIを理解する第1歩となるような、オンライン・イベントを企画しました。ぜひ、気軽にご参加ください。

プログラム

・ガイドブックの解説

・QAコーナー

【講師】

・東京大学医科学研究所 産科看護

・千葉大学大学院医学部医科学部 藤原 孝典

・東京大学医科学研究所 藤原 孝典

対象

以下の①②③に当てはまる方
① PPIについて興味はあるが、あまり詳しく知らない
② 「参画・市民参画 (PPI) ガイドブック」を目下まで読んでおける
③ 研究者のみならず、患者・市民、医療者など、多様な立場の方を歓迎します。

開催形式

ウェブ会議システムZoom

2020/11/24 (火)

19:00 - 20:00 JST

Zoom 会議に参加

会場 オンライン

チケット

参加チケット

主催者

東京大学医科学研究所 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

共同主催者 産科看護 藤原 孝典

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	地球規模保健課題解決推進のための行政 施策に関する研究事業
主管部局（課室）	大臣官房国際課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 30 年度	32,745	8	8
平成 31/令和元年度	32,500	6	6
令和 2 年度	44,500	7	7

3. 研究事業の目的

地球規模の保健課題は、近年国際社会における重要性が非常に高まっている。我が国においてこれまで蓄積してきた保健医療分野の知見や経験を活かし、限られた財源の中でより効果的・効率的に国際保健に貢献し、戦略的に保健分野における国際政策を主導し国際技術協力等を強化することに資するよう、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成に資する研究等を実施する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>令和 2 年度終了課題は以下の 3 つであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国外の健康危機発生時に対応できる人材に必要なコンピテンシーの分析及び人材を増強するための研修プログラムの開発のための研究」（令和元～令和 2 年度）では、WHO における GOARN（地球規模感染症に対する警戒と対応ネットワーク）のワークショップを約 10 年ぶりに日本国内で開催し、国際感染症対応が可能な人材の登録名簿を作成し、トレーニングを行った。そして開発された国際保健政策人材や国際感染症対応人材養成のための教育ツールを用い、WHO を始めとした国際機関や、GOARN 等を通じた日本の人的貢献に繋げた。実際に GOARN ワークショップ参加者が感染症対応人材として派遣された。 ・「「保健関連の持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の促進を目標とした途上国における三大感染症対策の戦略提言のための研究」（平成 30～令和 2 年度）では、三大感染症（エイズ、結核、マラリア）に焦点をあて、各開発途上国

における自立的な「持続可能な開発目標（SDGs）」達成のための戦略を分析しその情報に基づいて我が国がグローバルファンドの理事国として理事会等の場を通じて SDG3.3 達成にむけた国際的な議論に貢献し、国際社会におけるプレゼンスを高めた。

- ・「各国の国際保健政策の分析を踏まえた、日本の国際保健分野への戦略的・効果的な介入の開発研究」（平成 30～令和 2 年度）では、グローバル・ヘルスにおける我が国及び主要ドナー国の援助資金動向の分析及び保健課題に関する各種会合における政策議論の分析を行い、我が国が効果的かつ効率的に貢献する方策について提案を行い、その結果は 4 つの論文として公表された（平成 30 年度、令和 2 年度）。これらの研究から得られた知見は、我が国のグローバル・ヘルスにおけるプレゼンスと知的貢献の強化に直接資するものである。

令和 2 年度以降も継続予定の課題のうち、成果が十分に得られた事例としては、以下が挙げられる。

- ・「国際会議で効果的な介入を行うための戦略的・効果的な介入手法の確立に資する研究」（令和 2 年度から継続中）においては、WHO 総会における加盟国代表発言の場を想定して、我が国の立場を効果的に主張する技術を学ぶためのワークショップを開催した。今年度実施した研究から得られた知見を今後の国際保健人材育成のための教材と教育プログラムの策定に繋げ、最終的には、日本の立場を戦略的・効果的に主張する国際保健人材の育成に活用することで国益に貢献する。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

(2) 論文数などの業績（令和 2 年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
2	7	1	0	0	3	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	保健関連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成及びそれに向けた状況評価、保健課題に関する各種会合において我が国が効果的かつ効率的に貢献するための政策議論の分析、国際保健政策人材の養成に関する研修や教材の開発等により、保健分野において我が国の貢献がより戦略的・効果的で国際的に存在感を発揮するよう、政策決定に資する研究を推進している。また、各研究課題での地球規模の保健課題
------------------	---

	に関する議論の動向の分析は、我が国が UHC 実現をはじめとした国際保健社会のニーズに適時に応え貢献するために必要である。
効率性の観点から	省内関係部局と調整の上で公募課題を決定し、研究実施の各段階において省内関係部局から意見を聴取する等、積極的な連携を図っている。また、国際保健分野の経験と研究業績を有する専門家を研究分担者とする体制が構築された研究班及び研究全体の行程がわかる資料を加えた研究計画を国際保健行政の視点からも評価を行うことで、本研究事業がより効率的に国際保健における日本の取り組みに資するよう実施している。
有効性の観点から	研究成果は、G7 や G20 サミットの保健アジェンダや保健大臣会合の議論の方向性および WHO や国連等が開催する国際会議における議論のための基礎資料として大いに活用されうるものとなっている。グローバル化や社会経済の発展に伴う国際保健課題への解決に向けて、日本からの貢献に対する期待はますます高まっていく中、本研究事業は国際社会における日本のプレゼンス向上に資するものである。

6. 改善すべき点及び今後の課題

未だにその終焉がみられない新型コロナウイルス感染症は、世界の保健システム全体に影響を及ぼしており、国際社会で益々 UHC の重要性が認識されている。世界における UHC 推進へむけて、我が国がさらにリーダーシップを発揮していくためにも、COVID-19 パンデミックの影響や将来のパンデミックへの備えと対策を意識した国際政策を国際会議で提示し、国際保健に今まで以上に貢献していくことが求められている。さらに、パンデミックへの備えに資する観点から、人間の安全保障への取組、デジタルヘルスの推進、栄養状態の改善に、WHO、G7、国連等で注目が高まっている。

そのため、デジタル技術に支えられた様々な公衆衛生・医療情報システムの活用・応用方法と UHC 推進への効果の分析、我が国主催の東京栄養サミット 2021 や国連食料システムサミット 2021 を通じた世界の栄養問題に関する議論の分析などを研究し、我が国の具体的な貢献に繋げていくことが求められる。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「国外の健康危機発生時に対応できる人材に必要なコンピテンシーの分析及び人材を増強するための研修プログラムの開発のための研究」（令和元～令和2年度）

「国際会議で効果的な介入を行うための戦略的・効果的な介入手法の確立に資する研究」（令和2年度から継続中）



Global Health Diplomacy Workshop
Dec. 12-13th, 2020
Saturday-Sunday 9:00-17:00

This two-day workshop is designed to offer a unique opportunity to help develop your knowledge and skills to strategically intervene in the discussion of global health issues and effectively advocate one's position at international conferences.

Participants will gain knowledge regarding the governance and process at international organizations from front line experts on global health diplomacy from Japan and abroad. They will also learn and have the chance to practice skills to effectively intervene and advocate one's position at international conferences.

- Style: Online, no charges requested
- Language: English / Japanese (for Japanese presenters)
- Audience: mid-level public and private sector practitioners who are planning to participate in a governing body meeting of international organizations in the near future (30 presenters + observers both on a recommended basis).

*Presenters will be asked to prepare an intervention statement beforehand and to deliver it on the first day of the workshop

Organized by: Institute for Global Health Policy Research (IGHP), Bureau of International Health Cooperation, National Center for Global Health and Medicine
Funding support: Ministry of Health, Labour and Welfare

For further information, contact: ighp_event@ighp.ncgm.go.jp

1. 研究事業の基本情報

分野名	「行政政策研究分野」
研究事業名	厚生労働科学特別研究事業
主管部局（課室）	大臣官房厚生科学課
関係部局	省内関係部局

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	304,817	22	22
平成31/令和元年度	288,722	38	38
令和2年度	244,407*	89	89

※第2次補正予算5,000,000千円を除いている。

3. 研究事業の目的

国民の生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸問題について、緊急に行政による効果的な施策が必要な場合に、先駆的な研究を支援し、当該課題を解決するための新たな科学的基盤を得るとともに、成果を短期間で集約し、行政施策に活用する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>1. 「感染症流行下における適切な乳幼児健康診査のための研究」（令和2年度）</p> <p>新型コロナウイルス感染症流行下においても乳幼児健康診査が継続して実施できるよう、個別健診やオンラインでの健診の実施を緊急的に検討する必要性が生じたため、オンラインでの実施に向けたガイドラインの骨子となるフローチャートを作成した。また、個別健診での保健指導がより充実するための健やか子育てガイドや健康診査のビデオ資材を作成し、市町村等へ周知した。さらに、当該成果は「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連する母子保健領域の研究報告シンポジウム」において国民に向け発表した。</p> <p>2. 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究」（令和2年度）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、各企業が事業を継続しながら感染防止対策を推進するために、科学的知見に基づくマニュアルを緊急に作成</p>

する必要が生じたことから、オフィス、建設業など6種の業種・業態を対象としたマニュアルを作成し、企業の担当者が利用しやすいよう厚生労働省HPに掲載しており、今後各職場での活用が期待される。

3. 「新型コロナウイルス感染症流行前後における親子の栄養・食生活の変化及びその要因の解明のための研究」(令和2年度)

令和2年4月の緊急事態宣言下及びその前後における児童・生徒とその保護者の栄養・食生活の変化に影響する要因を把握し、子どもの適切な栄養状態の確保と栄養格差の是正に向けた対策を早急に検討する必要が生じたため、全国の公立小学校及び中学校等を対象とした調査を行った。所得や保護者の食事準備に対する知識・態度・スキルが低いほど、児童・生徒の主菜や副菜等の摂取割合が低いことが明らかとなり、研究成果を食生活改善普及運動の企画検討に用いるとともに、自治体等の栄養・食生活支援に活用されるよう周知を行う予定である。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

(2) 論文数などの業績(令和2年度終了課題について)

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
93	84	21	8	95	12	0	3	9	18

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本事業は、厚生労働行政に直結する社会的要請の強い諸問題に緊急的に対応するために不可欠な事業である。
効率性 の観点 から	本事業は、原則として単年度の研究であるが、次年度以降に引き続き研究を実施すべき課題が明らかになった場合には、各部局との連携のもとに効率的に継続できる体制で、事業が運営されている。
有効性 の観点 から	これまでの研究成果は、関連する審議会や検討会における検討資料、法令や指針等の基礎資料として活用されており、厚生労働省の各部局における施策の検討に活用されており、概ね事業の目的に沿った成果を得ている。

6. 改善すべき点及び今後の課題

当事業は、行政的に緊急に解決が必要な課題について研究を実施するものである。従って、短期間でより効果的な成果を得るために、研究計画の時点から施策寄与の観点を十分に踏まえて研究目的を設定する等の対応が必要である。引き続きこれを念頭に、当事業を実施する必要がある。

<参考1> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

1. 「感染症流行下における適切な乳幼児健康診査のための研究」(令和2年度)

<健やか子育てガイド>

1. 6歳6か月健診を受けられる保護者の方へ

今日は、お子さんのこころとからだの健やかな成長をお手伝いするために、健診を行います。医師がよりよくお子さんを診察できるようにこの質問紙にご回答ください。

本日の日付	2020年 月 日	お母さんの年代	□20代 □30代 □40代 □50代
お子さんの年齢	1歳 2歳 3歳	お父さんの年代	□20代 □30代 □40代 □50代
お子さんの性別	□男 □女		
お子さんは、	□第1子 □第2子 □第3子以上		

1. 栄養について

現在の食事の形態を選んでください。	□ほぼ大人と同じ (味噌、おでん、うどん)	□舌でつぶせる硬さ □どろどろ、ペースト状 □食事1日()回 □粥食1日()回
食事は何回とりますか？	□お水化筒(母乳、ミルク)	□野菜(無塩、味噌、煮物野菜のみ)
食べ残している食材を捨てていませんか？ (あてはまるものをすべてにチェック)	□肉類	□大豆製品(味噌、納豆等)
母乳や粉ミルクをあげていますか？	□果物	□乳製品(牛乳、ヨーグルト、チーズ)
手や食器を洗って自分で食べますか？	□はい	□お粥をあげている1日()回
テレビや動画を見ながら食事することはありますか？	□ほとんどない	□時々ある
食事について心配なことはありますか？	□ほとんどない	□いつもある
おやつは1日に何回食べますか？	□ない	□ある()
食事やおやつの時間を決めていませんか？	□1日1~2回	□1日3回以上 □あげていない
	□はい	□いいえ

2. うんちやおしっこについて

うんちはよく出ますか？	□はい	□いいえ
おしっこはよく出ますか？	□はい	□いいえ
トイレトレーニングを早く始めなければと思いますか？	□いいえ	□はい
【おしっこ、うんち】を始めている方のみ) 困っていることはありますか？	□いいえ	□はい

3. 遊びや行動について

お子さんの好きな遊びはありますか？	()	()
お子さんは、おもちゃやお人形遊びをしますか？	□はい	□いいえ
お子さんは、おもちゃの用途にあった遊び方をしますか？	□はい	□いいえ
庭、車のおもちゃ、ボール、ブロックのおもちゃを遊ぶことがありますか、お人形やおしりこを遊ぶことがありますか？	□はい	□いいえ
お子さんは、体を動かす遊びをしますか？	□はい	□いいえ
お父さん、お母さん、きょうだいと一緒に遊びますか？	□はい	□いいえ
お子さんに絵本を読みますか？	□はい	□いいえ
お子さんは、テレビ、DVD、動画を観ることはありますか？	□ほとんど観ない	□ほとんど観る
	□ほとんど観ない	□いつも観る

<研究報告シンポジウムポスター>

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関連する
母子保健領域の研究報告シンポジウム

厚生労働省 令和3年5月15日(土)
午前9時30分~午後1時

オンラインライブ配信
(どなたでも視聴できます)
※日本語のみ
※録画アーカイブ配信あり

健やか親子21

参加方法 登録申し込みはしたどなたでもご参加いただける「視聴枠」と、チャットにより質問などができる「参加枠」があります。参加枠は定員があり、定員を超過した場合は視聴枠でご覧ください。

視聴枠 どなたでも視聴できます
YouTubeで配信
<https://youtu.be/YXwEY76Ggds>

参加枠 先着100名
以下のお申し込みフォームよりご登録ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10890.html

プログラムと登壇者

9:30 ~9:35	開会挨拶	厚生労働大臣 三原 じゅん子
9:40 ~10:10	新型コロナウイルス感染症流行下における、妊婦に対する適切な支援提供体制構築のための研究	山田 秀人 氏 (国立母子保健センター長)
10:10 ~10:40	感染症流行下における電話やオンラインによる非接触の妊産婦健康の安全性と向上のための研究	木村 正 氏 (大阪大学教授)
10:40 ~11:20	新型コロナウイルス感染症流行下の自衛の影響 -予期せぬ妊娠等に関する実態調査と女性の健康に対する適切な支援提供体制構築のための研究-	安達 知子 氏 (日本産科婦人科学会常務理事)
11:30 ~12:00	新型コロナウイルスの小児への影響の解明のための研究	緒方 光亮 氏 (熊本県立医科大学教授)
12:00 ~12:30	感染症流行下における適切な乳幼児健康診査のための研究	小椋 達也 氏 (国立母子保健センター長)
12:30 ~12:55	総合討論	座長 五十嵐 純 氏 (国立母子保健センター長)

お問い合わせ先：厚生労働省子ども家庭局母子保健課 (代表電話) 03-5253-1111(内線4973)

2. 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究」(令和2年度)

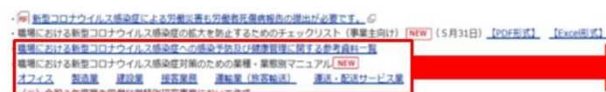
職場における新型コロナウイルス感染予防・対策マニュアルの作成と周知

職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究(令和2年度)

厚生労働省HPの新型コロナウイルス感染症情報特設ページに掲載

雇用・労働 働く方・経営者への支援などのリーフレット一覧(新型コロナウイルス感染症)

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストなど



3. 「新型コロナウイルス感染症流行前後における親子の栄養・食生活の変化及びその要因の解明のための研究」（令和2年度）



<参考2> 令和2年度厚生労働科学特別研究事業一覧

研究課題名	研究代表者	所属施設名	職名
歯科技工士の業務内容の見直しに向けた調査研究	大川 周治	明海大学	教授
厚生労働省所管の機関における動物実験関連基本指針の遵守徹底および適正な動物実験等の方法の確立に向けた研究	山海 直	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	主任研究員
高血圧外来におけるオンライン診療の有用性：クラスターランダム化比較試験	西崎 祐史	順天堂大学 革新的医療技術開発研究センター	准教授
ICD-11に新たに導入された生活機能評価に関する補助セクション「V章」の活用及び普及に向けた研究	向野 雅彦	藤田医科大学	准教授
わが国におけるゲノム編集技術などを用いたヒト受精卵等の臨床利用のあり方に対する関係者の意識調査～Web調査による横断的研究～	竹原 健二	国立成育医療研究センター	室長
相談支援専門員に対する実地教育の実施方法及び実地教育に従事する指導者養成カリキュラム開発についての調査研究	相馬 大祐	福井県立大学	准教授
in vivo 遺伝子治療の規制構築に向けた研究	山口 照英	金沢工業大学	所長・特任教授
再生医療等安全性確保法における再生医療等のリスク分類・法の適用除外範囲の見直しに資する研究	福井 次矢	聖路加国際大学	院長
特定行為研修の効率的な研修体制についての探索的研究	村上 礼子	自治医科大学	教授
墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究	喜多村 悦史	特定非営利活動法人日本環境斎苑協会	理事

ICH-GCP 改定における国内ステークホルダーの参画のための研究	中村 健一	国立がん研究センター中央病院	研究企画推進部長
オンライン服薬指導を実施する薬剤師に必要な研修プログラムに関する研究	亀井 美和子	日本大学	教授
診療情報提供書、電子処方箋等の電子化医療文書の相互運用性確保のための標準規格の開発研究	大江 和彦	東京大学	医学部附属病院教授
東京地下鉄サリン事件等におけるカルテ等の救護・医療対応記録のアーカイブ化とレファレンス機能構築に向けた実証研究	奥村 徹	日本中毒情報センター	メディカルディレクター
臨床研究を取り巻く状況を勘案した臨床研究法の法改正も含めた対応策の検討	堀田 知光	国立病院機構名古屋医療センター	名誉院長
診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の業務範囲拡大のための有資格者研修の確立及び学校養成所教育カリキュラム見直しに向けた研究	北村 聖	地域医療研究所	シニアアドバイザー
歯科診療における情報通信機器等を用いた診療についてのルール整備に向けた研究	佐々木 啓一	東北大学大学院歯学研究科	教授
裁量労働制実態調査のデータを用いた、裁量労働制の適用・運用実態等の分析研究	川口 大司	東京大学大学院経済学研究科	教授
重症度、医療・看護必要度Ⅱの計算アルゴリズムの検証により、保健医療施策の立案に資するための研究	島 弘志	一般社団法人日本病院会	副会長
病院フォーミュラリーの策定に係る標準的手法開発および地域医療への影響の調査研究	今井 博久	東京大学	特任教授
難治性てんかんにおけるカンナビノイド（大麻抽出成分）由来医薬品の治験に向けた課題把握および今後の方策に向けた研究	太組 一郎	聖マリアンナ医科大学医学部脳神経外科学	准教授

新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究	賀来 満夫	東北医科薬科大学医学部感染症学教室	特任教授
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた本邦における CBRNE テロ等重大事案への対応能力向上のための実践的研究	小井土 雄一	独立行政法人国立病院機構本部	DMAT 事務局長
新型コロナウイルス感染症に対する疫学分析を踏まえたクラスター対策等の感染拡大防止策の統括研究	鈴木 基	国立感染症研究所 感染症疫学センター	センター長
新規消毒剤の承認申請におけるガイドライン策定のための調査研究	秋山 卓美	国立医薬品食品衛生研究所	生活衛生化学部室長
感染症対策をうたう家庭用除菌剤等の実態、健康被害及び規制状況調査	五十嵐 良明	国立医薬品食品衛生研究所	部長
職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアルの作成に資する研究	公益社団法人日本産業衛生学会		
新型コロナウイルス感染症等の健康危機への備えと対応を踏まえた医療提供体制のための研究	小池 創一	自治医科大学	教授
新型コロナウイルス感染症に対応する看護職員の確保及び最適なマネジメント検討に向けた実態調査研究	武村 雪絵	東京大学	准教授
新型コロナウイルス感染症の影響下における災害時の情報通信技術を活用した被災者の情報収集・支援システムの開発と実証に向けた研究	菅野 拓	京都経済短期大学	専任講師
国内 COVID-19 入院患者レジストリデータを用いた COVID-19 の罹患・予後と栄養状態・生活習慣の関連の縦断的解明	松下 由実	国立国際医療研究センター	教育研修室長
感染症流行下における電話やオンラインによる非接触の妊産婦健診の安全性と質向上のための研究	木村 正	国立大学法人大阪大学	教授
新型コロナウイルス感染症流行下における、妊婦に対する適切な支援提供体制構築のための研究	山田 秀人	国立大学法人神戸大学	教授

感染症流行下における適切な乳幼児健康診査のための研究	小枝 達也	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	副院長・こころの診療部統括部長
新型コロナウイルスの小児への影響の解明のための研究	細矢 光亮	福島県立医科大学	教授
新型コロナウイルスに汚染されたりネン類等の新型コロナウイルス感染症への感染リスクの評価及びそれらリネンの安全かつ効果的なクリーニング方法の検証	山岸 拓也	国立感染症研究所	第四室室長
精神科医療機関における新型コロナウイルス感染症に対する感染対策の現状と課題把握、及び今後の方策に向けた研究	上野 修一	愛媛大学	教授
介護福祉士養成課程における感染予防教育プログラムの現状と課題	志水 幸	北海道医療大学	教授
Post-corona/with-corona時代における持続可能な腎臓病診療・療養の堅牢な体制構築	柏原 直樹	学校法人川崎学園 川崎医科大学	教授
新型コロナウイルス感染症の影響による国民の食行動等の変化とその要因研究	赤松 利恵	国立大学法人お茶の水女子大学	教授
新興・再興感染症発生時に備えた配食サービスの強靱化に向けた研究	横山 友里	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター	研究員
腎臓病・透析患者における COVID-19 対策の全国調査および易感染性・重症化因子の後方視的解析	南学 正臣	東京大学医学部附属病院	教授
建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に資する調査研究	堀江 正知	産業医科大学	教授
テレワーク等新しい働き方に対応したストレスおよびメンタルヘルス対策への提言と好事例集の作成	堤 明純	北里大学医学部	公衆衛生学 主任教授

新型コロナウイルス感染症に対応した高齢者の介護や子供の保育ケアに関わるエッセンシャルワークを支援する遠隔アバターロボット・AIによる安心・安全な見守りケアの実用化に向けた研究	本田 幸夫	国立大学法人 東京大学	特任研究員
新型コロナウイルス感染症に対応した新しい生活様式による生活習慣の変化およびその健康影響の解明に向けた研究 —生活習慣病の発症および重症化予防の観点から—	山本 精一郎	国立がん研究センター	特任研究部長
新型コロナウイルス感染症対策がリハビリテーション専門職の働き方に及ぼす影響の検証とその対策に資する研究	高橋 哲也	順天堂大学	教授
救急外来における医師・看護師等の勤務実態把握のための調査研究	任 和子	京都大学	教授
新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた、地域における医療提供体制の強化のための研究	吉村 健佑	千葉大学医学部	特任教授
オンライン診療・遠隔医療や「非接触」を念頭に置いたICT化の中で医療機関が具備すべきサイバーセキュリティ対策や技術を踏まえたサイバーセキュリティ指針の策定	近藤 博史	鳥取大学医学部 附属病院 医療情報部	教授
新型コロナウイルス感染症が医療機関の経営に及ぼす影響ならびにその支援策の効果の検証	谷川 武	順天堂大学 医学部・大学院 医学研究科 公衆衛生学講座	教授
COVID-19 感染回復後の後遺障害の実態調査	横山 彰仁	高知大学医学部	教授
新型コロナウイルス感染症流行前後における親子の栄養・食生活の変化及びその要因の解明のための研究	森崎 菜穂	国立成育医療研究センター	室長
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の長期合併症の実態把握と病態生理解明に向けた基盤研究	福永 興吉	学校法人 慶應義塾	教授

COVID-19 感染症の診療にあたる医療従事者の保護対策の確立に向けた研究	山縣 邦弘	国立大学法人 筑波大学	教授
新たな生活様式を踏まえた看護師等養成所における感染予防策の検討のための実態調査研究	小山田 恭子	聖路加国際大学	教授
『新しい生活様式』に即した熱中症の診断・予防・治療法の確立のための研究	横堀 将司	学校法人日本 医科大学	大学院教授
地方衛生研究所における病原体検査体制、サーベイランス対応の状況と課題	調 恒明	山口県環境保健センター	所長
日本における新型コロナウイルス感染症流行下での自殺未遂者の背景因子の分析	衛藤 暢明	福岡大学	講師
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療の対応やその影響についての研究	武藤 真祐	医療法人社団 鉄祐会	理事長
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）およびインフルエンザの診断における鼻咽頭拭い液・鼻かみ鼻汁液・唾液検体を用いた迅速抗原検査の有用性の検証のための研究	倭 正也	地方独立行政 法人りんくう 総合医療センター	感染症センター長
新型コロナウイルス感染症流行下の自粛の影響-予期せぬ妊娠等に関する実態調査と女性の健康に対する適切な支援提供体制構築のための研究	安達 知子	公益社団法人 日本産婦人科 医会	常務理事
新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえた災害時診療状況報告システムの有効な活用に資する研究	久保 達彦	広島大学	公衆衛生学教授
新型コロナウイルスに対する地域外来・検査センターの現状分析と改善に向けた研究	和田 耕治	国際医療福祉 大学	教授
コロナ禍における子どもへの影響と支援方策のための横断的研究	山野 則子	大阪府立大学	教授
コロナ禍における脳死下・心停止下臓器提供経験施設の実態調査に基づく臓器提供施設の新たな体制構築に資する研究	小野 元	聖マリアンナ 医科大学	准教授

新型コロナウイルス感染症流行時に移植実施施設において脳死下・心停止下臓器移植医療を維持推進するための調査研究	伊藤 泰平	藤田医科大学	准教授
新型コロナウイルス感染症患者増加に伴う社会情勢下において、安心安全に生体肝・腎移植を継続するための診療体制構築を目指した研究	蔵満 薫	国立大学法人 神戸大学	助教
新型コロナウイルス感染拡大期における保健所 HIV 等検査の実施体制の確立に向けた研究	横幕 能行	独立行政法人 国立病院機構 名古屋医療センター	エイズ総合診療部長 エイズ治療開発センター センター長
新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた医師の働き方改革が大学病院勤務医師の働き方に与える影響の検証とその対策に資する研究	斐 英洙	慶應義塾大学 健康マネジメント研究科	特任教授
新型コロナウイルス感染症等と口腔内状態及び歯科保健医療の関係性の検証のための研究	泉福 英信	国立感染症研究所	室長
新型コロナウイルス感染症拡大下における歯科医師臨床研修の継続及び適切な実施に向けた情報通信機器活用法の調査研究	長島 正	大阪大学歯学部 附属歯学教育開発センター	教授
新型コロナパンデミック下の造血幹細胞移植ドネーションを推進するためのシステム改革のための研究	豊嶋 崇徳	国立大学法人 北海道大学 北海道大学病院	教授
精神保健医療従事者による、新型コロナウイルス感染症流行下における不安等のメンタルヘルスへの応急処置介入方法の開発と普及に資する研究	中尾 智博	九州大学	教授
死因究明により得られる知見を新興感染症対策等公衆衛生の向上に活用するための研究	鈴木 秀人	東京都監察医務院	院長

新型コロナウイルス感染症流行下における子ども食堂の運営実態の把握とその効果の検証のための研究	新保 幸男	公立大学法人 神奈川県立保健福祉大学	教授
新型コロナウイルス拡大防止に伴う活動制限下における高齢者の活動量の実態を踏まえたハイリスク者等に対する対策等に資する研究	荒井 秀典	国立長寿医療 研究センター	理事長
新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた地域における歯科医療提供体制の強化のための研究	福田 英輝	国立保健医療 科学院	統括研究 官
新型コロナウイルス感染症による嗅覚、味覚障害の機序と疫学、予後の解明に資する研究	三輪 高喜	金沢医科大学	教授
新規コロナワクチンの品質管理及び国家検定実施に向けた新たな試験法の検討および確立のための研究	石井 孝司	国立感染症研 究所	品質保 証・管理 部 部長
電子カルテ連携による HER-SYS 入力効率化の実証研究	竹下 康平	東京慈恵会医 科大学	助教
MID-NET®を活用したリアルワールドデータに基づく新型コロナウイルス感染症治療薬の評価手法の開発のための研究	宇山 佳明	独立行政法人 医薬品医療機 器総合機構	部長
新型コロナウイルス感染症治療薬等に係る開発情報の収集・評価・提供手法の構築	斎藤 嘉朗	国立医薬品食 品衛生研究所	医薬安全 科学部長
新型コロナウイルス感染症等に対する健康危機管理対応の人材育成のための研究	吉川 悦子	日本赤十字看 護大学	准教授
新型コロナウイルス感染症対応に関わる保健所業務における外部委託、非常勤職員等の効果的な活用のための研究	春山 早苗	自治医科大学	教授
コロナ禍における骨髄移植の補完を目的とした臍帯血バンクにおける保存臍帯血の質の向上と提供数増加に向けた研究	加藤 剛二	一般社団法人 中部さい帯血 バンク	管理監督 技術者
新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 拡大による臍帯血移植数増加に対応するための、移植用臍帯血のコロニーアッセイの自動化に向けた研究	木村 貴文	日本赤十字社 近畿ブロック 血液センター	製剤部長

コロナ感染症蔓延下における精神科医を含む認知症初期集中支援チームの活動評価と有用性の研究	池田 学	大阪大学	教授
新興感染症の回復者からの血漿の採取体制の構築に向けた研究	松下 正	国立大学法人 名古屋大学	教授

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	健やか次世代育成総合研究事業
主管部局（課室）	子ども家庭局母子保健課
関係部局	子ども家庭局家庭福祉課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 30 年度	187,499	33	20
平成 31/令和元年度	290,178	34	24
令和 2 年度	321,545	39	27

3. 研究事業の目的

本事業では、生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期、そしてまた生殖・妊娠期へと循環する成育サイクルのステージごとの課題や、各ステージにまたがる課題を明らかにする。これらの課題に対し、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの双方からの研究を推進し、成育基本法が目指すところの健やかな成育サイクルの実現を目指す。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出生前診断の提供等に係る体制の構築に関する研究」（令和 2 年度～継続中）において、関係学会と共同して、NIPT（母体血を用いた出生前遺伝学的検査）に関する妊婦への説明書素案を作成した。 ・「産婦死亡に関する情報の管理体制の構築及び予防介入の展開に向けた研究」（平成 30 年度～令和 2 年度）において、母子愛着形成を促進するための教育用資材としての動画を作成した。 ・「災害に対応した母子保健サービス向上のための研究」（平成 31 年度～令和 2 年度）において災害時に行政機関等における妊産婦、乳幼児に対する中長期的な健康問題に関するマニュアルおよび一般向けのマニュアルを作成した。 ・「「不妊に悩む方への特定治療支援事業」のあり方に関する医療政策的研究」（平成 30 年度～令和 2 年度）において潜在的な不妊患者への不妊治療に関する情報提供の動画を作成し YouTube へ掲載した。 ・「社会的ハイリスク妊婦の把握と切れ目のない支援のための保健・医療連携システム構築に関する研究」（平成 30 年度～令和 2 年度）において多機関・多職種向け

の手引き書を作成し、さらに理解を促すため説明動画を作成した。

- ・「医学的適応による生殖機能維持の支援と普及に向けた総合的研究」（平成31年度～継続中）において、がん・生殖医療看護師養成に向け、介入を想定したロールプレイ教材のシナリオを作成した。

- ・「配偶子凍結および胚凍結を利用する生殖医療技術の安全性と情報提供体制の拡充に関する研究」（平成30年度～令和2年度）において、不育症管理に関する提言2021及び不育症相談対応マニュアルを作成した。

- ・「身体的・精神的・社会的（biopsychosocial）に健やかな子どもの発育を促すための切れ目のない保健・医療体制提供のための研究」（平成30年度～令和2年度）において、「改訂版乳幼児健康診査 身体診察マニュアル」を策定した。

- ・「生涯を通じた健康の実現に向けた「人生最初の1000日」のための、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及と行動変容のための研究」（令和2年度～令和4年度）において、プレコンセプションケアの知識に関するパンフレットを作成した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

（2）論文数などの業績（令和2年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
19	25	64	3	101	20	0	0	39	27

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	令和元年12月に施行された成育基本法においては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することとされ、また少子化大綱において不妊治療への支援が掲げられており、不育症を含め、科学的知見や実態を踏まえた支援策の検討が求められている。本研究事業では、これらの政策の方向性にしたがって、母子保健分野における医療・保健・福祉の多様な行政的・科学的課題に対応するために必要な研究が実施されている。
効率性 の観点 から	本事業は多岐にわたる母子保健の課題の中から優先度、重要度の高いものを中心に研究に取り組んでいる。研究課題の評価については、外部有識者からなる評価委員会を設置し、各専門領域の観点から研究

	課題の進捗及び成果について評価を実施し、効率的な事業運営に努めている。
有効性の観点から	本事業の推進により「すこやか親子 21（第 2 次）」で示された指標等が改善され、その結果として、妊娠、出産、子育ての成育サイクルを通じた切れ目ない支援体制の構築と、成育環境に関わらずすべての子どもが心身共に健やかに育まれる社会環境の整備が図られている。また、子どもを持ちたいという方々の気持ちに寄り添った支援策の検討が行われている。

6. 改善すべき点及び今後の課題

研究事業は概ね順調に進行しているが、プレコンセプションケア、予期せぬ妊娠への支援、妊娠期・産後の妊婦のメンタルヘルス、増加する虐待、医療機関に受診することが少ない学童・思春期の世代に対する心理社会的問題への対応、パートナーの育児参加の促進など積極的に取り組む必要がある。健やかな次世代の育成は、生涯にわたる健康の基盤作りへとつながり、個人の健康にとどまらず広く社会にも貢献する。研究のさらなる強化・充実のために、身体的・精神的・社会的視点を踏まえて、将来の健康づくりに寄与する研究、健やかな次世代を育成する社会基盤の整備に寄与する研究が必要である。

<参考> 令和 2 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」のあり方に関する医療政策的研究」（平成 31 年度～令和 2 年度）

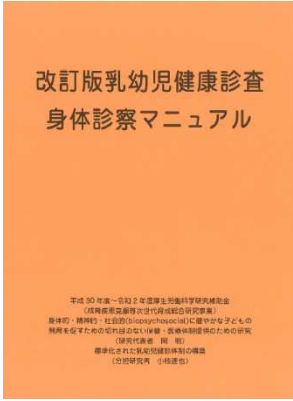


「妊娠初期の感染性疾患スクリーニングが母子の長期健康保持増進に及ぼす影響に関する研究」（令和 30 年～令和 2 年度）



「配偶子凍結および胚凍結を利用する生殖医療技術の安全性と情報提供体制の拡充に関する研究」(平成30年度～令和2年度)

「身体的・精神的・社会的 (biopsychosocial) に健やかな子どもの発育を促すための切れ目のない保健・医療体制提供のための研究」(平成30年度～令和2年度)



「ドナーミルクを安定供給できる母乳バンクを整備するために研究」(令和2年度～令和4年度)

「生涯を通じた健康の実現に向けた「人生最初の1000日」のための、妊娠前から出産後の女性に対する栄養・健康に関する知識の普及と行動変容のための研究」(平成30年度～令和2年度)



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	がん政策研究事業
主管部局（課室）	健康局がん・疾病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 30 年度	401,820	52	38
平成 31/令和元年度	545,158	61	52
令和 2 年度	613,223	90	57

3. 研究事業の目的

本研究事業では、がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決するため、「がん研究 10 か年戦略」で掲げられた「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究領域」と「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究領域」の 2 領域について、がん対策推進基本計画の目標達成をめざす。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
● 乳がん検診の適切な情報提供に関する研究（平成 30 年度～令和 2 年度）
▶ 乳がん検診受診者への「高濃度乳房について」等に関するアンケートを参考に、高濃度乳房についての質問・回答集(QA 集)で多く読まれた項目をまとめたパンフレットを作成した。高濃度乳房や乳がん検診に関して受診者の理解が深まることで、受診者の検診受診後の適切な行動が推進された。
● 小児がん患者に対する在宅医療の実態とあり方に関する研究（平成 31 年度～令和 2 年度）
▶ 小児がん患者及びその家族を対象に、在宅医療の希望や在宅医療について知りたい情報等の調査を行い、患者や家族側から見た在宅医療実施のための課題（病名や予後告知に関するコミュニケーションの取り方や、家族全体に対するトータルケアの必要性など）を把握した。また、小児がん拠点病院等に勤務する医療従事者等の抱える在宅医療実施に係る悩み等を把握し、医療従事者側から見た在宅医療実施のための課題（各施設における経験値に差が大きいことなど）を把握した。小児がんの在宅医療における地域に展開可能な好事例の収集も行った。

<ul style="list-style-type: none"> ● 思春期・若年成人（AYA）世代がん患者の包括的ケア提供体制の構築に関する研究（平成30年度～令和2年度） <ul style="list-style-type: none"> ▶ がん診療連携拠点病院等の「AYA支援チーム」に求められる機能は「患者の捕捉」「ニーズアセスメント」「多職種連携/院外連携」に集約された（AYA支援モデル）。地域がん診療連携拠点病院等に構築した「AYA支援チーム」のモデルの紹介やAYAがんの医療や支援の課題（ライフプランにあわせた支援の必要性や多職種連携の必要性など）を、冊子 How to create an AYA support team にまとめ、公開した。 ● がんリハビリテーションの均てん化に資する効果的な研修プログラムの策定のための研究（平成30年度～令和2年度） <ul style="list-style-type: none"> ▶ がん患者の社会復帰や社会協働という観点を踏まえ、がんのリハビリテーション研修の学習目標の設定、研修プログラムの見直し、e-learningシステムの開発、研修マニュアルの作成を行った。 																														
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当無し																														
(2) 論文数などの業績（令和2年度終了課題について）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">原著論文 (件)</th> <th colspan="2">その他の論文 (件)</th> <th colspan="2">学会発表 (件)</th> <th colspan="2">特許等 (件)</th> <th colspan="2">その他 (件)</th> </tr> <tr> <th>和文</th> <th>英文等</th> <th>和文</th> <th>英文等</th> <th>国内</th> <th>国際</th> <th>出願</th> <th>取得</th> <th>施策に 反映</th> <th>普及・ 啓発</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>67</td> <td>285</td> <td>142</td> <td>57</td> <td>277</td> <td>46</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table>	原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)		和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発	67	285	142	57	277	46	0	0	6	46
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)																						
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発																					
67	285	142	57	277	46	0	0	6	46																					

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究事業においては、行政的・社会的な研究として、緩和ケア、地域完結型医療といった研究に代表される「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究」、がん登録、がん教育といった研究に代表される「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究」等、がん対策を推進する上で必要性・重要性の高い研究を推進し、着実な成果を上げている。今後も「がん研究10か年戦略」を踏まえて、総合的かつ計画的に研究を展開し、がん対策推進基本計画の着実な推進に資するよう事業を行っていくことが重要である。
効率性 の観点 から	妥当な研究計画・実施体制・目標管理のもと、効率良く研究が進められており、4(1)に記載したような成果が得られている。がん対策の効率的な推進に資する有用な研究成果の継続的な創出には、医療行政への新たな提言に資する研究への適切な予算の充当が重要である。

有効性の観点から	「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築」と、「がん対策の効果的な推進・普及」のための研究を推進し、上記4（1）に記載したような知見等が得られた。これらの研究成果を検討会で報告する等、がん対策の推進に寄与した。
----------	--

6. 改善すべき点及び今後の課題

がんは国民の疾病による最大の死亡原因となっており、がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づいて、がん対策が進められてきたところである。令和3年度には第3期がん対策推進基本計画に挙げられるがんゲノム医療、免疫療法、支持療法、希少がんや難治性がん、小児・AYA世代のがん患者への取り組みについての研究がなされ、希少がん、難治性がん、小児がん、AYA世代のがんへの対策、ゲノム医療等の新たな治療法等の推進等への新たな対応が必要であることが明らかとなってきた。今後、上記に掲げたような諸課題の解決に向けての研究を実施し、「がん医療の充実」分野について重点的に推進すべきである。

また、従来から取り組まれている課題ではあるが、最も重要な課題の1つで費用対効果に優れた長期的施策として第3期がん対策推進基本計画に盛り込まれている「がん予防」に係る研究や、がん患者の個々のニーズに応じた質の高い相談支援の提供といった「がんとの共生」に係る研究も進める必要がある。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

乳がん検診の適切な情報提供に関する研究（平成30年度～令和2年度）



思春期・若年成人（AYA）世代がん患者の包括的ケア提供体制の構築に関する研究（平成30年度～令和2年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業
主管部局（課室）	健康局健康課
関係部局	健康局がん・疾病対策課、医政局歯科保健課、医政局地域医療計画課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	436,689	47	33
平成31/令和元年度	540,390	64	39
令和2年度	596,160	73	51

3. 研究事業の目的

生活習慣病は医療費の約3割、死亡者数の約6割を占めている。急速な高齢化、疾病構造の変化を背景とした社会の中で、健康寿命を延伸しつつ、医療費・介護給付費の伸びを抑制して社会保障制度を持続可能なものとするためには、生活習慣病対策は重要課題の一つである。本研究事業は、科学的根拠を提供することにより、生活習慣病対策分野に多面的に貢献することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会経済格差による生活習慣病課題への対応方策案に向けた社会福祉・疫学的研究に関する研究」（令和2年度終了）においては、教育歴や所得等の社会経済的要因等を踏まえた食生活、身体活動・運動、口腔衛生、喫煙等の実態と課題が明確化された。 ○ 「地域におけるかかりつけ医等を中心とした心不全の診療提供体制構築のための研究」（令和2年度終了）においては、わが国における心不全の現状を把握し、「地域のかかりつけ医と多職種のための心不全診療ガイドブック」が作成された。

○「循環器病領域における治療と仕事の両立支援の手法確立に向けた研究」（令和2年度終了）においては、脳卒中及び心血管疾患の復職の現状把握を行うとともに、「脳卒中の治療と仕事の両立お役立ちノート」が作成された。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当事例無し。									
(2) 論文数などの業績（令和2年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
34	156	33	8	182	20	0	0	6	82

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>高齢化の進行、疾病構造の変化に伴い、生活習慣病及びその合併症の増加が見込まれ、それらへの対策の社会的需要は高まっている。健康寿命を延伸し、医療費・介護給付費の伸びを抑制して社会保障制度を持続可能なものとするためには、本研究事業によって得られる科学的根拠を基にして保健・医療の向上を目指すことが求められている。従って、生活習慣病等に関わる重要な科学的根拠を得る方法として、本研究事業の持つ意義や必要性は高い。</p>
効率性 の観点 から	<p>本研究事業は、国民健康づくり運動である「健康日本21（第二次）」と方向性を同じくしており、施策への反映が効率よく行える仕組みとなっている。生活習慣の改善による疾病・合併症の減少、循環器病等の重症化・死亡リスクの低下や、医療費の削減効果等は、継続的な追跡調査を要する場合もあるが、データ収集体制が一貫し、低費用で高い効果が得られることにより効率性は維持できると考える。研究課題の評価にあたっては、循環器病、糖尿病、健診・保健指導、公衆衛生学、栄養、看護、救急、歯科など多岐にわたる専門の委員で構成される評価委員会を開催し、専門的な評価を取り入れることにより効率的な事業が進められた。</p>
有効性 の観点 から	<p>本研究事業の成果は、日本人の生活習慣病対策や健康づくりに対する施策が依拠するエビデンスとして、施策の検討・実施のみならず治療・予防のガイドライン策定にも活用されている。また生活習慣病予防のための正しい知識の普及や医療の質的向上により、国民にその成果が還元されている。さらに、研究成果の出版物等の普及によって様々な医療の現場にも貢献できていることから、その有効性は高い。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

令和2年度の成果を踏まえた改善点として、現代の社会生活に応じた適切な睡眠・休養取得のための行動変容促進ツールの作成及び環境整備のための研究は不十分であるため、今後は、次期国民健康づくり運動の休養・睡眠対策の検討に向けた資料の作成や、睡眠指針の改正を目指した研究が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の出現に対応した新しい生活様式が、健康づくり施策に及ぼす影響については、今後の課題である。特に、新しい生活様式に適した健診のあり方として、新技術を活用した血液検査など負荷の低い健診に向けた健診内容の見直しや簡素化についての検討をすべきである。これらに関するエビデンスの収集・構築を目的とした研究が必要である。

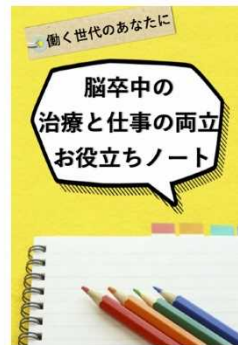
循環器病は、急性期、回復期から慢性期まで総合的な対策を行うことが求められているが、それぞれの病期における診療のシームレスな移行の在り方は未確立であるため、今後は診療提供体制の構築に関する研究が必要である。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

地域におけるかかりつけ医を中心とした心不全の診療提供体制構築のための研究（平成30年度～令和2年度）



脳卒中及び循環器疾患における治療と仕事の両立支援の手法の開発（平成30年度～令和2年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	女性の健康の包括的支援政策研究事業
主管部局（課室）	健康局健康課女性の健康推進室
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 30 年度	36,780	9	4
平成 31/令和元年度	49,600	5	3
令和 2 年度	55,000	7	4

3. 研究事業の目的

女性のライフステージに応じた取組や、社会的な側面も含めた生涯にわたる包括的な支援を行うための施策に資する、我が国における女性の健康にかかる実態の把握と支援に必要な情報提供や相談体制の構築、およびそれに必要な人材の育成を目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○ 「女性の健康の包括的支援に関する情報発信基盤構築と多診療科医療統合を目指した研究」（平成 30～令和元年度）では、女性の健康に関する情報発信を目的として立ち上げた女性の健康に関するホームページ「女性の健康推進室ヘルスケアラボ」において、健康状態のセルフチェックページ等を作成するなどして、ライフステージごとの健康の悩みについての対応策等について、分かりやすく周知した。</p> <p>また、産婦人科だけでなく、内科、老年内科、小児科、精神科等、女性の健康についての幅広い内容を含む診療ガイドブックを作成し、ebook 化して公開した。</p> <p>○ 「多様な世代の女性に対する情報メディアを通じたアプローチの実践と情報発信基盤の構築に向けた研究」（令和 2～4 年度）では、多診療科連携に資する診療ガイドブックを eBook 化し、その内容に沿った研修を実施し、eラーニングシステムを構築した。</p> <p>○ 「保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究」（平成 30～令和 2 年度）では、女性のヘルスケアアドバイザーの育成を目的とした養成プログラムを作成し、テキストブック及び成長段階に応じたのべ 6 種類のテキ</p>

ストの案を作成した。

また、プレコンセプションケア促進を目的とした「ヘルスリテラシー」測定のための尺度項目を作成した。

○ 「女性特有の疾病に対する検診等による介入効果の評価研究」(平成31～令和3年度)では、子宮内膜症等の女性特有の疾患の経済損失および予防や治療に関する費用対効果を明らかにした。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。

(2) 論文数などの業績(令和2年度終了課題について)

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
0	2	12	0	13	0	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されてきた。また、女性の健康に関する研究においても、これまでは妊娠・出産や疾病等に着眼して行われてきた。このため、女性の身体はホルモンの影響を強く受けるためライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であり、女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制も十分に構築されておらず、早急な対応を図る必要がある。令和元年6月18日に決定された「女性活躍加速のための重点方針2019」I-2にあるように、女性の健康支援に関し、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性を踏まえ、性差医療等に関する調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発する事が求められている。以上のように、本研究事業に対するニーズは極めて高く、今後もさらに推進する必要がある。</p>
<p>効率性 の観点 から</p>	<p>本事業は、小児期から性成熟期、出産期、更年期、老年期にわたる女性の一生における健康課題や切れ目のない健康支援に焦点を当てているため、産婦人科学、小児科学、看護学、公衆衛生学、健診・保健指導など、多岐に渡る専門の委員を含めた評価委員会を開催し、多角的な視点から評価を行うことにより、効率的に事業を進めている。また、女性の健康課題や健康支援を、小児期から老年期までの女性のラ</p>

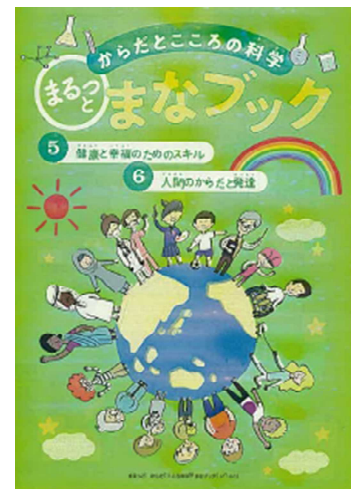
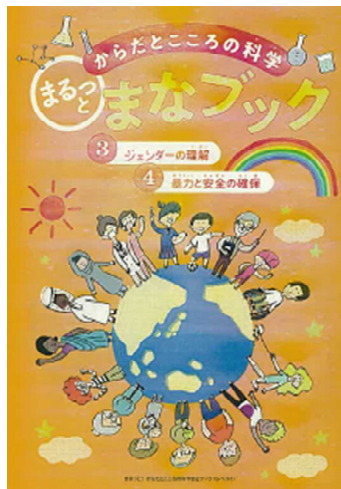
	<p>イフコース全体を通じて検討しているため、一部の時期に限定した個別の研究を積み上げるよりも、効率的にかつ切れ目なく事業を実施することができている。</p> <p>また、本事業は研究課題として行政施策に直結するものを設定しており、研究成果を効率的に施策に反映させる仕組みが構築されている。</p>
有効性の観点から	<p>研究の成果を活用して、社会的に求められている女性の健康に係る情報収集及び情報提供体制の整備、女性の健康支援のための診療体制及びライフステージに応じた健康評価・フォローアップ体制の整備、女性の健康支援に向けた人材育成など、ライフステージに応じた女性特有の健康課題を解決するための有効な施策が展開されている。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

女性の健康の包括支援のためには、医療、保健、福祉、教育、労働といった様々な分野を含めた包括的な支援が必要である。背景となる女性の雇用・経済的状況、地域社会・生活環境といった社会的決定要因が生活習慣、健康状態に及ぼす影響を明らかにした上で、新型コロナウイルス感染症流行に伴う影響も併せて明らかにし、その効果的な介入方法・支援方法を開発する必要がある。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「保健・医療・教育機関・産業等における女性の健康支援のための研究」（平成30年度～令和2年度）





40代から健康で美しく過ごすための女性のヘルスケア・チェック

健康寿命を延ばすために知っておきたい6つのこと

- 1 調剤している
- 2 20歳の頃より体重が20kg以上増えている
- 3 20歳の頃と比較身長が4cm以上、50歳の頃と比較体重が10kg以上増えている
- 4 2歳未満の間に糖尿病、高血圧、高脂血症になった経験がある
- 5 少なくとも1回で血圧が160/100以上ある
- 6 高脂血症に該当する中、LDLコレステロール値が200以上ある
- 7 空腹時の血糖値が126mg/dL以上ある
- 8 足の腫れや、歩行困難が繰り返している
- 9 1年以上、健康診断をうけていない
- 10 たばこを吸っている

1冊以上あればポイントがたまり、お礼のプレゼントがもらえます。



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策分野」
研究事業名	難治性疾患政策研究事業
主管部局（課室）	健康局難病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 30 年度	1,632,115	113	98
平成 31/令和元年度	1,777,485	103	90
令和 2 年度	1,785,820	105	89

3. 研究事業の目的

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、難病法）において規定されている難病および小児慢性特定疾病等に対して、診療体制の構築、疫学研究、普及啓発、診断基準・診療ガイドラインの作成・改訂、小児成人移行期医療（トランジション）の推進、関連研究やデータベースとの連携等を行い、医療水準の向上に貢献することを目標としている。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>1 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>1. 「難病に関するゲノム医療推進にあたっての統合研究」（令和 2 年度～3 年度）においては、難病の全ゲノム解析を進めるにあたり必要となるゲノム基盤、協力医療機関の整備、同意書のあり方、臨床情報項目、人材育成等について検討を行った。検討結果は AMED 研究「難病のゲノム医療推進に向けた全ゲノム解析基盤に関する研究開発」における解析実施体制の構築に寄与し、今後「難病の全ゲノム解析等に関するゲノム基盤実証事業」においても活用が見込まれる。</p> <p>2. 「筋ジストロフィーの標準的医療普及のための調査研究」（平成 30 年度～令和 2 年度）では、「筋強直性筋ジストロフィー診療ガイドライン 2020」を発出した。今後全国の医師に活用されることにより、同疾患の診療水準向上と医療の均てん化が見込まれる。</p> <p>3. 「プリオン病のサーベイランスと感染予防に関する調査研究」（令和 2 年度～3 年度）においては、サーベイランス網による悉皆調査、検査体制整備、剖</p>

<p>検の実施及び剖検率の向上へ向けた普及啓発、患者や家族への遺伝・心理カウンセリング提供等、同疾患に対する全国的な診療体制を構築している。</p>									
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 「染色体微細欠失重複症候群の包括的診療体制の構築に関する研究」（平成30年度～令和2年度）においては、診療ガイドラインの改訂を目指していたが稀少疾病に由来する情報収集困難等の事由により未達であった。</p>									
<p>(2) 論文数などの業績（令和2年度終了課題について）</p>									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
174	532	185	35	576	164	7	0	2	22

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>難病および小児慢性特定疾病等の医療水準の向上、また、患者のQOL向上のための研究を推進すべきである。具体的には、診断基準、重症度分類、医療の均てん化に資する診療ガイドライン等の作成や改訂、学会や患者会等と連携した様々な普及啓発活動、患者の療養生活環境整備やQOL向上に資する成果、適切な医療提供体制の構築等を強化すべきである。また、引き続き、新たな指定難病や小児慢性特定疾病の追加の検討を行う予定であるため、幅広く希少・難治性疾患に関する情報の収集を継続する必要がある。</p>
<p>効率性 の観点 から</p>	<p>既に全333疾病（令和2年4月時点）の指定難病は、本事業の研究班の研究対象疾病としてカバーされており、指定難病以外の小児慢性特定疾病等の類縁疾病についても広く研究対象としており、各研究班が担当する疾患が明確に設定されている。また、小児成人移行期医療を推進する観点から、小児の研究者と成人の研究者の連携も十分に取られている。さらに、AMEDの難治性疾患実用化研究班で得られた成果を当事業の関連研究班で取りまとめてガイドライン作成に活用している。このように研究者、研究班、研究事業の間で適切な連携体制が構築され、研究対象や研究内容の重複等がないよう、効率的な事業運営が行われている。</p>
<p>有効性 の観点 から</p>	<p>各研究班は、関連学会と連携した全国的研究体制のもと、担当疾病について、診断基準、診療ガイドライン、臨床調査個人票、難病情報センター掲載資料等の作成や改訂を行うだけでなく、診療体制の中核を担い、また、学会や患者会と連携した普及啓発活動など、様々な手</p>

法により医療水準の向上を実践している。さらに、平成 27 年に施行された難病法の、施行後 5 年の見直しに資するエビデンスの提供も行われており、患者、行政にとって有用な成果が得られている。

6. 改善すべき点及び今後の課題

難病対策と小児慢性特定疾病対策を安定的に継続するために、疾病間の公平性を担保するための研究や、追加疾病の検討に対応するための情報収集、制度や対象疾病そのものの普及啓発活動等をさらに進める必要がある。その際、本研究事業では、稀少な疾病が対象となるため症例の集積に困難を来すことがある点など留意した上で研究の支援が必要である。難病データベース・小児慢性特定疾病データベースの有効活用、難病診療連携拠点病院を中心とした難病診療連携体制の整備等のため、本研究事業のさらなる推進による知見の収集が望まれる。

<参考> 令和 2 年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「難病に関するゲノム医療推進にあつての統合研究」（令和 2 年度～3 年度）

「筋ジストロフィーの標準的医療普及のための調査研究」（平成 30 年度～令和 2 年度）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	腎疾患政策研究事業
主管部局（課室）	健康局がん・疾病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	7,500	2	2
平成31/令和元年度	51,550	2	2
令和2年度	69,200	5	4

3. 研究事業の目的

慢性腎臓病（CKD）の医療連携体制の構築等の腎疾患対策の推進により、CKD重症化予防の徹底とともに、CKD患者のQOLの維持向上を図る。具体的には2028年までに年間新規透析導入患者数を35,000人以下（平成28年比で10%減少）とすることを目標とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
1 目的とする成果が十分に得られた事例
1. 「腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理及び新たな対策の提言に資するエビデンスの構築」（令和元年度～3年度）においては、動画資料を作成し、医療機関、健診待合、薬局、地下鉄及びタクシー等でのデジタルサイネージを活用した放映や動画再生数等の分析を実施した。今後成果を新たな疾病教育や普及啓発に活用していく。
2. 「慢性腎臓病（CKD）に対する全国での普及啓発推進、地域における診療連携体制構築を介した医療への貢献」（令和元年度～3年度）においては、専門医の少ない地域において、地域の診療連携モデルを構築しつつ広域的な腎臓病診療拠点を整備し専門医とかかりつけ医の効率的な連携に取り組んでおり、他地域への横展開につながる成果が得られつつある。
3. 「慢性腎臓病（CKD）患者に特有の健康課題に適合した多職種連携による生活・食事指導等の実証研究」（令和2年度～4年度）においては、看護師・薬剤師・保健師等コメディカルから成る腎臓病療養指導士を中心とした多職種連携による腎臓病療養指導の効果について実証研究を実施しており、今後特に専門医が少ない地域での腎臓病医療提供体制構築への寄与が見込まれる。

4. 「慢性腎臓病患者（透析患者等を含む）に特有の健康課題に適合した災害時診療体制の確保に資する研究」（令和2年度～4年度）においては、過去の大規模災害時の透析医療体制及び将来の大規模災害に備えた透析医療提供体制の継続可能条件について検討しており、今後の災害時医療提供体制構築への成果の活用が見込まれる。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績（令和2年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	「今後の腎疾患対策のあり方について（腎疾患対策検討会報告書）」（平成20年3月）に基づく10年間の対策で年齢調整後の新規透析導入率等に効果を認めるも、透析患者数は未だ減少傾向には転じておらず、今後高齢化による腎臓病患者の増加も予想されている。そこで、新たに「腎疾患対策検討会報告書～腎疾患対策の更なる推進を目指して～」（平成30年7月）（以下、新報告書）が取りまとめられた。新報告書ではCKD重症化予防の徹底とともに、CKD患者のQOLの維持向上を図る等を全体目標とし、地域におけるCKD診療体制の充実や2028年までに年間新規透析導入患者数を35,000人以下（平成28年比で約10%減少）とする等が成果目標（KPI）とされており、新報告書に基づき腎疾患対策を実行するため、重点的に推進すべき研究である。
効率性 の観点 から	平成30年7月に新報告書が自治体や関連学会等に周知され、関係者の協力が得られやすい環境となり、効率的に研究を実施できる体制が整備されている。本研究事業の成果を活用することによって、新報告書のKPIが達成されれば、患者QOLの向上とともに医療経済上の効果も期待できる。
有効性 の観点 から	メディカルスタッフを含む関連学会、疫学者等を加えたオールジャパン体制を構築し、関連団体、行政等との連携を図り、新報告書に基づく対策について評価指標等を用いた進捗管理および地域ごとの取組の取りまとめ・評価、好事例の解析・横展開を行っている。また研究

班の間の連携により、地域ごとの好事例を評価し、オールジャパン体制で共有、横展開を行うことで、目標の実現可能性が向上することが期待される。

6. 改善すべき点及び今後の課題

研究班の役割分担を明確化にし、より効率的な連携を図ることで、我が国の腎疾患対策を強力に推進し、2028年までに新規透析導入患者数を35,000人以下（平成28年比で約10%減少）とする等の目標の早期達成、国民のQOLの維持・向上や、医療資源の適正化に貢献することが望まれる。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理及び新たな対策の提言に資するエビデンスの構築」（令和元年度～3年度）

(動画) 来院者向け注意喚起動画_血液検査_2min

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	免疫アレルギー疾患政策研究事業
主管部局（課室）	健康局がん・疾病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	47,623	10	8
平成31/令和元年度	70,247	13	9
令和2年度	73,947	17	10

3. 研究事業の目的

免疫アレルギー疾患の罹患率は高く社会問題化している。この背景を踏まえてアレルギー疾患対策基本法が施行され、連携体制の整備や質の高い臨床研究等を実施し、予防、診断及び治療方法の開発・評価等、病態の解明等に向けた研究を推進する必要がある。当事業で得られた成果をガイドラインなどに反映させることで、免疫アレルギー疾患に関わる医療全体を向上させる。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
●「食物経口負荷試験の標準的施行方法の確立」（平成31年度～令和2年度）では、アレルギー専門医、一般病院、クリニックなど診療レベルに応じた食物経口負荷試験の在り方についての現状が検討され、「食物経口負荷試験の手引き2020」が作成された。食物経口負荷試験の標準化は、診療の地域格差がある食物アレルギー医療の均てん化に寄与する。
●「我が国の関節リウマチ診療の標準化に関する臨床疫学研究」（平成30年度～令和2年度）ではNDBを用いた関節リウマチの疫学調査により、関節リウマチの推定患者数を明らかにした。また、関節リウマチ診療のシステマティックレビューにより、「関節リウマチ診療ガイドライン2020」が作成され、今後、全国の医療機関や都道府県のリウマチ疾患対策の推進に貢献すると思われる。
●「免疫アレルギー疾患対策に関する研究基盤の構築」（平成30年度～令和2年度）では7つの学会から若手研究者によるタスクフォース ENGAGE(TF-ENGAGE)

により、学会と連携した海外留学に関する情報発信を実施した。また、研究の現状把握のため、日本の研究室からの免疫アレルギー分野に関連する国際雑誌における論文掲載数や、AMEDの免疫アレルギー疾患実用化研究事業で採択された課題の成果についてインパクト解析を行い、日本の研究の強みを明らかにした。これらの情報は、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」の見直しに向けた免疫アレルギー研究の現状把握に役立ち、またこれらを将来的に取り組むべき研究課題や戦略の見直しに反映させる。

- 「アレルギー疾患の患者および養育者の就労・就学支援を推進するための研究」（平成30年度～令和2年度）では、アレルギー患者、リウマチ患者の就労・就学に関するアンメットニーズを調査し、調査結果に基づき「アレルギー疾患・リウマチに罹患した労働者に対する治療と就労の両立支援マニュアル」が作成された（アレルギーポータルにてダウンロード可能）。本マニュアルにより、アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援体制の構築に寄与することが期待される。
- 「アレルギー拠点病院ネットワークを介した成人アレルギー難治診断困難患者の診療・研究システム構築に関する研究」（平成31年度～令和2年度）では、「慢性咳嗽に対する診断・治療アルゴリズム」を作成した。また、「アレルギー疾患医療拠点病院医師のための成人アレルギー疾患対応Q and A」を作成し、都道府県アレルギー疾患医療拠点病院向けに公表した。これらのマニュアル、Q and Aは、地域のアレルギー医療の均てん化、今後のガイドライン作成に寄与する。
- 「アレルギー疾患患者のアンメットニーズとその解決法の可視化に関する研究」（令和2年度～継続中）では、有病率が増加する成人食物アレルギーの正しい診断と管理を支援する、食物アレルギー診断支援アプリケーションを開発した。成人食物アレルギー診療の向上に資する資材となり得る。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

（2）論文数などの業績（令和2年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
22	271	73	41	189	24	0	0	0	8

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>「食物経口負荷試験の標準的施行方法の確立」や「アレルギー拠点病院ネットワークを介した成人アレルギー難治診断困難患者の診療・研究システム構築に関する研究」の課題の成果は、アレルギー疾患医療の均てん化に活用されるなど、アレルギー疾患対策を推進する上で必要不可欠な研究事業である。</p> <p>同様に、「我が国の関節リウマチ診療の標準化に関する臨床疫学研究」の課題は、リウマチ疾患患者の重症化予防、生活のQOL維持に活用されるなど、リウマチ疾患対策の推進する上で必要不可欠な研究事業である。</p> <p>さらに、「免疫アレルギー疾患対策に関する研究基盤の構築」や「アレルギー疾患の患者および養育者の就労・就学支援を推進するための研究」は、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」の遂行を通してアレルギー疾患対策とリウマチ疾患対策の両方を推進する上で必要性が極めて高い研究事業といえる。</p>
<p>効率性 の観点 から</p>	<p>研究の進捗状況进行评估する中間評価委員会の評価を研究者へフィードバックすることで、効率的な研究事業の継続実施を図っており、適切な管理にて計画的かつ効率的に成果をあげている。</p> <p>国の整備しているアレルギー疾患医療提供体制に連携した研究課題は、連携構築という観点からは効率が良い。</p>
<p>有効性 の観点 から</p>	<p>免疫アレルギー疾患は小児から成人まで、かつ多臓器に症状がわたることから、これらを縦断的・横断的に研究し、各々の要素がどのように関連しているかを明らかにすることで問題解決を目指している。</p> <p>「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」を推進するためにも、日本における免疫アレルギー疾患に関する研究の進捗状況や必要な研究施策を検討する研究班において、有効性の高い研究施策を検討して実施体制を整備している。</p> <p>また、研究者は我が国における免疫アレルギーの臨床・基礎研究のいずれも専門性の高い医師であり、各研究課題の目標を達成する能力ならびに専門家同士の連携力が高い。</p> <p>アレルギー疾患については基本指針に基づいたアレルギー疾患医療提供体制の構築に有効な研究成果が得られている。リウマチ性疾患においても、診療ガイドラインや移行医療、患者視点での支援など、様々なアンメットニーズを解決する成果が得られ、有効性が高い。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

免疫アレルギー疾患は、近年治療薬の進歩が著しく、診療ガイドラインについては、定期的な改訂が必要である。そのため、今後も診療ガイドラインの改訂については拡充していく必要がある。

また、今回医師向けの食物アレルギーの手引きが作成されたが、免疫アレルギー疾患医療においては、医師のみならず、看護師（保健師）、栄養士、薬剤師などのメディカルスタッフの人材育成が地域の医療の均てん化には必要である。こうしたメディカルスタッフに対する人材育成や研修などについては、まだ不十分な点も多く、今後エビデンスに基づいた研修システムの構築が必要である。

また、アレルギー疾患対策基本法に基づき、現在各都道府県にアレルギー疾患医療拠点病院が選定されてきているが、その地域のアレルギー疾患の現状、課題を把握することが、医療の均てん化を目指す上でも必要である。そのため、各都道府県拠点病院を中心とした各地域の医療ネットワークを構築するための疫学調査等が必要である。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「食物経口負荷試験の標準的施行方法の確立」（平成31年度～令和2年度）
食物経口負荷試験の手引き2020
（アレルギーポータルに掲載）



「我が国の関節リウマチ診療の標準化に関する臨床疫学研究」（平成30年度～令和2年度）

「アレルギー疾患の患者および養育者の就労・就学支援を推進するための研究」（平成30年度～令和2年度）
アレルギー・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル
（アレルギーポータルに掲載）



「アレルギー拠点病院ネットワークを介した成人アレルギー難治診断困難患者の診療・研究システム構築に関する

関節リウマチ診療ガイドライン 2020



研究」(平成31年度～令和2年度)、アレルギー疾患医療拠点病院医師のための成人アレルギー疾患対応 Q and A



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	移植医療基盤整備研究事業
主管部局（課室）	健康局難病対策課移植医療対策推進室
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	43,556	8	6
平成31/令和元年度	38,081	8	6
令和2年度	51,432	8	6

3. 研究事業の目的

移植医療は、患者にとって疾患の治癒を目指すための重要な医療である一方で、第三者であるドナーの善意に基づいた特殊な医療でもあり、その意思を最大限尊重する必要がある。本研究事業では、適切な移植医療提供体制を整備し、患者とドナー双方にとって安全で公平な医療が推進されることを目指す。また、移植医療に関する正しい知識の普及啓発を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

1. 臓器移植分野

●小児からの臓器提供に必要な体制整備に資する教育プログラムの開発（平成30年度～令和2年度）

・小児の脳死下臓器提供事例の解析を行い、解決すべき課題として、体制整備・制度の理解不足など施設関連、患者家族関連、虐待除外判断など医療従事者の懸念、病態の解釈等の医学的要因があることおよび小児の臓器提供が可能な医療機関で共有されるべき要点を明らかにした。解決すべき課題については、令和3年4月から厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会で継続的に議論を行い、令和3年度中に臓器の移植に関する法律の運用に関する指針の改訂を行う予定である。また、小児の臓器提供に係るテキストを作成し、令和3年7月に臓器提供ハンドブック（小児版）を発刊予定となっている。また、中学における道徳の授業において、臓器移植をテーマに扱う際の授業支援ツールや実際の授業動画をまとめたホームページを公開した。

● 5 類型施設における効率的な臓器・組織の提供体制構築に資する研究（平成 31 年度～令和 3 年度）

・ 5 類型施設において自施設のスタッフのみで、ドナー管理から臓器摘出、家族ケアまでを完結することを可能とするためのマニュアルの作成を行った。

● 脳死下、心停止後の臓器・組織提供における効率的な連携体制の構築に資する研究（令和 2 年度～令和 4 年度）

・ 救急医療の現場において臓器・組織提供に関して円滑に選択肢提示を行う体制を整備するために、直接治療に介入しない第 3 者介入の有用性調査、急性期重症患者対応者養成のための講習会の Web 教材の作成、臓器提供における看護師の役割のアンケート調査、モデル的に静岡県で臓器提供の連携構築のための協議会の立ち上げを行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響調査として、都道府県コーディネーターの現況調査を行い、その結果を臓器移植委員会での検討に用いた。

2. 造血幹細胞移植分野

● 効率的な臍帯血確保とエビデンスに基づいた臍帯血ユニット選択基準の再評価による臍帯血資源の有効利用法の確立（平成 30 年度～令和 2 年度）

・ 臍帯血採取の効率化による供給体制の強化を目的として、採取施設への調査研究を行った。採取手技において単回穿刺が採取臍帯血中の凝集塊形成の回避に有用であることが示され、今後の臍帯血採取手技の確立に役立てられる。

● 骨髄バンクドナーの環境整備とコーディネートプロセスの効率化による造血幹細胞移植の最適な機会提供に関する研究（平成 31 年度～令和 3 年度）

・ 若年ドナー 1 万人を対象とした大規模アンケート調査により、行動経済学的・心理社会的要因を分析し、コーディネート進行における促進因子、行動制御因子が明らかにされた。この結果は、新型コロナウイルス感染症によるドナー登録数減少への対策等を目的とした、若年層向けの広報動画作成に利用された。

・ 大企業を対象とした郵送調査により、ドナー休暇制度未導入の理由や導入の際に想定される困難が把握され、導入に向けての必要な支援が検討可能となった。

● 適切な末梢血幹細胞採取法の確立及びその効率的な普及による非血縁者間末梢血幹細胞移植の適切な提供体制構築と、それに伴う移植成績向上に資する研究（令和 2 年度～令和 4 年度）

・ 末梢血幹細胞採取に伴う有害事象を集約し、採取担当医師向けのドナー安全研修の教材・資材を作成し、配布した。また、併せて講習や研修会を実施した。

<p>・骨髄バンクが発出した安全情報や通知等を Web データベースとして一元化し、過去の有害事例とその対応を検索できるシステムとドナー適格性判定基準を容易に検索できるシステムが公開され、全国の移植医に有効に活用されている。</p>									
<p>② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし</p>									
<p>(2) 論文数などの業績 (令和2年度終了課題について)</p>									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
1	1	40	3	72	3	0	0	1	3

5. 研究成果の評価

<p>必要性の観点から</p>	<p>「臓器の移植に関する法律」、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の中では、レシピエント・ドナー双方にとって安全で公平な医療基盤を確立することが求められており、臓器と造血幹細胞の適切な提供体制が構築され、通常の医療以上に良好な治療成績を達成するために、本研究事業は必要である。また、臓器移植、造血幹細胞移植ともに複雑で難しい医療であることから、社会全体の理解と協力を得るために、継続して適切な普及啓発活動も必要である。</p> <p>特に、臓器移植については、平成22年の改正臓器移植法の施行により可能となった家族承諾による臓器提供について、体制整備に必要な知見を収集し、現状で少ない臓器提供を適正に増加させることが重要である。造血幹細胞移植については、若年層のドナー確保、コーディネート期間の短縮、末梢血幹細胞移植の普及、臍帯血の安定的な確保のための研究が必要である。</p>
<p>効率性の観点から</p>	<p>臓器移植分野においては、提供施設と移植施設及びあっせん機関等が、造血幹細胞移植分野においては、全国の医療機関のみならず、各バンクやコーディネート施設・支援機関等が、連携して課題やニーズを調査し、現場の実態を踏まえた効率的な研究が行われる体制を構築している。また、研究成果についても速やかに共有され現場に還元されることが期待できる。さらに、レシピエント・ドナー双方の安全性改善に直結しやすい課題と普及啓発活動を優先的に進めており、政策への活用に向けて効率的に研究が推進されている。</p>

有効性の観点から	臓器移植分野では、臓器提供のプロセスに関する網羅的な解説書の発刊、提供施設のみで臓器提供を完遂するためのマニュアルの作成等により、提供施設の基盤整備を行ってきた。造血幹細胞移植分野では、提供・採取に至りやすいドナーの調査、ドナー安全研修会の教材作成、臍帯血バンクの実態調査等が行われ、得られた結果が関係機関に共有されて方策が練られ、移植医療基盤の改善に役立てられてきた。以上のように、本研究事業は移植医療の基盤構築に貢献する多くの研究成果を得ており、有効性が高い。
----------	--

6. 改善すべき点及び今後の課題

臓器移植分野では、臓器提供のプロセスにおける課題の抽出や解決、それによる提供施設の基盤整備が重要である。現在、小児の臓器提供に限定した課題を解決する研究を推進しており、今後は年齢層ごとの科学的根拠に基づいた普及啓発の方法を検討し、全国規模で活用できる手法だけでなく、都道府県等の単位での新たな普及啓発モデルを幅広く展開することや、小学校、中学校の授業等を活用した普及啓発をさらに展開する必要がある。

造血幹細胞移植分野では、若年ドナー、幹細胞の採取・提供に至るドナーを継続的に新規確保し、造血幹細胞提供体制を強化する必要がある。若年者への効果的な普及啓発とドナープールへの適切な介入に関する研究を進めることにより、国民の協力と理解を得ながら実効性のある普及啓発活動を全国展開し、移植を必要とする患者に最適な時期に造血幹細胞を提供できる機会が確保されることが期待できる。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「適切な末梢血幹細胞採取法の確立及びその効率的な普及による非血縁者間末梢血幹細胞移植の適切な提供体制構築と、それに伴う移植成績向上に資する研究」（令和2年度～令和4年度）

日本骨髄バンク ドナー適格性判定基準

ドナー適格性判定基準 (BMH/PBSCH)

キーワード: キーワードを入力してください

区分

- 脳神経系疾患
- 呼吸器疾患
- 循環器疾患
- 消化器疾患
- 肝・胆・脾疾患
- 代謝・栄養疾患
- 内分泌疾患
- 血液・造血器疾患
- 腎・泌尿器疾患、水電解質異常
- 遺伝性疾患
- 神経・筋疾患
- 感染症、性病、寄生虫疾患
- リウマチ性疾患、アレルギー性疾患
- 中毒、薬物乱用による疾患
- 整形外科疾患
- 婦人科疾患
- 精神科疾患
- 耳鼻科疾患
- 皮膚科疾患
- 眼科疾患
- 歯科疾患
- 臓器移植・提供
- 薬物乱用、薬物療法、アンチエイジング療法
- その他

項目: すべて

日本骨髄バンク 安全情報データベース

安全情報データベース

採取方法

- 骨髄採取
- 末梢血幹細胞採取
- DLI
- その他
- 全て

キーワード入力

キーワードを入力してください

よく使うキーワード

- 出血
- アレルギー
- カテーテル
- 妊娠
- 死亡

通知区分

- 緊急安全情報
- 安全情報
- 通知
- 医療委員会通知
- 全て

事例分類

- ドナーの有責事象
- 採取産物・採取バッグ関連
- 自己血
- 医療機器
- 麻酔薬
- その他

「小児からの臓器提供に必要な体制整備に資する教育プログラムの開発」（平成30年度～令和2年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「障害・疾病対策研究分野」
研究事業名	慢性の痛み政策研究事業
主管部局（課室）	健康局難病対策課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	50,000	1	1
平成31/令和元年度	76,390	3	3
令和2年度	82,000	3	3

3. 研究事業の目的

慢性の痛みに対する痛みセンターを中心とした診療体制を構築・充実させ、さらに地域医療との連携を行い、慢性の痛み医療を全国に均てん化を図り、疼痛医療の水準を向上させる。また、痛みセンターでの診療に関するレジストリを活用した慢性の痛みに関するガイドライン等の作成等を行う。さらに疾病の原因、予防法の検討及び疾病の診断法・客観的評価法の開発、就労支援、普及啓発、疫学研究等を実施し、患者のQOLの向上、診療の質の向上を目指す。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
1 目的とする成果が十分に得られた事例 1. 「慢性疼痛診療システムの均てん化と痛みセンター診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」（令和元年度～3年度）において、慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業と連携し教育研修を通じた人材育成を行った。また、慢性疼痛診療ガイドラインを完成させ、令和3年度中の発刊が見込まれる。 2. 「慢性の痛み患者への就労支援/仕事と治療の両立支援および労働生産性の向上に寄与するマニュアルの開発と普及・啓発」（令和元年度～3年度）において、新型コロナウイルス流行下における企業の就労形態の変化が痛みを与える影響について調査を行い、テレワークの増加や運動不足、ストレスと痛みの関係性について明らかにした。
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし

(2) 論文数などの業績（令和2年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>多くの国民が抱える慢性の痛みが QOL の低下を来す一因となっているという背景から、「今後の慢性の痛み対策について（提言）」（平成 22 年 9 月）に基づき総合的な痛み対策を遂行している。ニッポン一億総活躍プランや骨太の方針に慢性疼痛対策が取り上げられており、その一層の充実が求められている。慢性疼痛診療システム構築モデル事業（平成 29 年度～令和元年度）において構築した診療体制を活用し、令和 2 年度から慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業を開始しており、研究事業との連携の下に地域での慢性疼痛診療体制の構築と普及・充実化を進め、全国的な均てん化につなげる必要がある。</p>
効率性 の観点 から	<p>研究班において、神経や筋骨格系の器質的な面だけでなく、心理的・社会的な要因も関与する慢性疼痛患者に対して、診療科横断的に、臨床心理士や理学療法士なども含む多職種連携体制で、認知行動療法を含めた多角的なアプローチにより診療をおこなう痛みセンターの条件を整理し、診療体制の構築に寄与している。</p> <p>痛みセンターでの診療効果が特に期待できる疾患や病態の患者群を抽出し、また、痛みセンターでの診療に関するエビデンスを集積することなどを通じ、効率的・効果的な慢性疼痛の研究の推進と診療の普及に努めている。</p>
有効性 の観点 から	<p>痛みセンターを中心とした慢性疼痛診療システムが普及することで、慢性疼痛の早期診断、早期治療が可能となり、より身近な医療機関で適切な医療を提供できる。また、認知行動療法が有効な場合は、患者の QOL が改善し、職場復帰が可能となるケースもあり、医療経済的な貢献が期待できる。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

痛みセンターでの診療に関するレジストリを構築・利活用することで、痛みセ

ンターにおける慢性疼痛診療のエビデンスを速やかに蓄積する必要がある。また主要関連学会から承認された慢性疼痛診療ガイドラインが完成しており、令和3年度中の発刊が見込まれ、今後はその普及を促進する必要がある

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「慢性疼痛診療システムの均てん化と痛みセンター診療データベースの活用による医療向上を目指す研究」（令和元年度～令和3年度）

集学的痛みセンターについて

集学的痛みセンター（A）の承認条件

- **スタッフ**
 1. 身体科^Ⅰまたは精神科・心療内科^Ⅱの専門医が2名以上（専任^Ⅲが望ましい）が1名以上
 2. 理学療法士または作業療法士が1名以上（常勤専任^Ⅳが望ましい）または常勤兼任
 3. 身体科の医師のみの場合は公認心理師が1名以上（非常勤可）
 4. 看護師が1名以上（常勤専任^Ⅳが望ましい）
- **施設**
 1. 痛みセンターとしての外来を週2回以上
 2. 多職種カンファレンス（4職種以上^Ⅴ）を月1回以上
 3. 入院診療が行える設備があること

集学的痛みセンター（B）の承認条件

- **スタッフ**
 1. 身体科^Ⅰまたは精神科・心療内科^Ⅱの専門医が1名以上（常勤）
 2. 理学療法士または作業療法士が1名以上（兼任可能）
 3. 身体科の医師のみの場合は公認心理師が1名以上（兼任、非常勤でも可）
 4. 看護師が1名以上（専任）
- **施設**
 1. 痛み専門外来としての外来を週1回以上
 2. 多職種カンファレンス（4職種以上^Ⅴ）を月1回以上
- Ⅲ 医師1名以上、他のメディカルスタッフ1名以上が常勤であること
 - 1) 身体の病質的疾患に関する診療科の医師（色科医師を含む）
 - 2) 主に精神・心理的疾患に関する診療科である精神科と心療内科
 - 3) 身体科医師（内科医師を含む）、精神科/心療内科医師または公認心理師、看護師、理学療法士または作業療法士を最低の4職種とする。
- Ⅳ 「専任」及び「兼任」とは、当該診療機関における当該診療従事者が、「専任」については「8割以上」、「兼任」については「5割以上」、当該業務に従事している者をいう。「常勤」とは、当該診療機関が定める1週間の就業時間のすべてを勤務している者をいう。

1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	長寿科学政策研究事業
主管部局（課室）	老健局老人保健課
関係部局	老健局総務課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 30 年度	60,207	31	11
平成 31/令和元年度	382,077（※ 1）	24	15
令和 2 年度	273,562（※ 2）	21	16

※ 1 令和元年度の予算額、採択件数は、当初予算（82,077 千円、14 件）及び内閣府官民研究開発投資拡大プログラム（Public/Private R&D Investment Strategic Expansion Program: PRISM）からの配分額（300,000 千円、1 件）の合算である

※ 2 令和 2 年度の予算額、採択件数は、当初予算（93,562 千円、15 件）及び内閣府官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）からの配分額（180,000 千円、1 件）の合算である。

3. 研究事業の目的

本研究事業では、効果的・効率的な介護予防事業等の施策実施や高齢者の状態に応じた適切な介護サービスの提供と介護保険制度の持続可能性を高めるため、地域包括ケアシステムの構築・維持に資する研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

○ 災害時に介護施設・事業所の被災状況、稼働状況など災害に関わる情報を国と地方自治体で共有し、被災施設・事業所への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配など）を行うため、「介護保険施設等の状況把握を平時と有事にシームレスに可能とする ICT システムの開発に関する研究」（平成 29 年度～平成 30 年度）において構築された情報収集システムをもとに、「ICT を活用した災害時に活用可能なシステム構築のための研究」（令和元年度～令和 2 年度）において運用上の諸課題を解決した ICT システムを開発した。これを受けて令和 3 年度より災害時情報共有システム（既存の介護サービス情報公表システムを改修）を整備するに至った。

○ 令和 3 年度より第 8 期の介護保険事業計画が開始となることから、市町村が科学的根拠に基づき効果的・効率的に介護予防事業を実施できるよう支援するた

め、「エビデンスを踏まえた効果的な介護予防の実施に資する介護予防マニュアルの改訂のための研究」（令和元年度～令和2年度）の実施結果を踏まえ、最新の介護予防効果のある取組等を掲載した「介護予防ガイド 実践・エビデンス編」を作成し、全国展開を行った。これにより科学的根拠に基づいた介護予防事業の一層の普及が期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和2年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
8	62	5	0	77	20	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

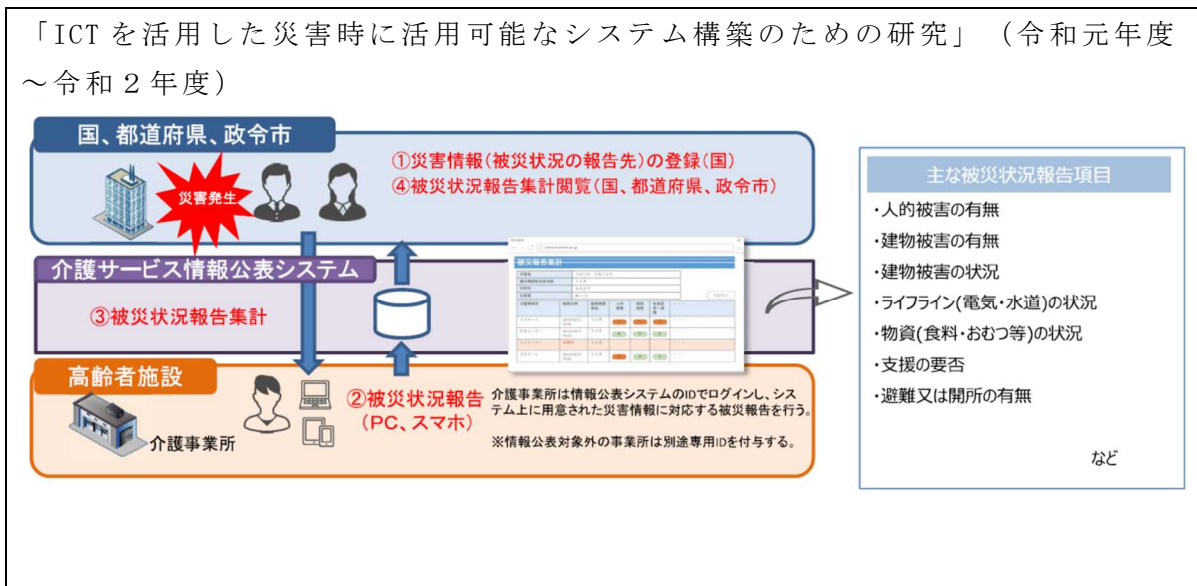
<p>必要性 の観点 から</p>	<p>健康長寿社会の実現に向け、介護保険法を含む制度の見直しがきめ細やかに行われる中で、本研究事業においては、地域包括ケアシステムの維持・構築に向けたエビデンス構築のための研究が推進されている。本研究事業の成果は、審議会における政策決定の議論に活用されたほか、自治体が各種取組を行う上で参考とする手引き等の改訂においても活用されており、その意義は高い。介護関連政策の決定及び政策の推進に資する成果を創出しているという点で、本研究事業は行政課題に対応するものであり、その必要性は高い。</p>
<p>効率性 の観点 から</p>	<p>本研究事業は、既存の予算事業や、AMEDで実施する研究事業との重複がないよう整理がなされた上で実施されている。政策に反映できる質の高いエビデンスを創出できるよう、事前評価委員によって計画・目標・実施体制などの妥当性を踏まえた上で審査、採択されており、事業開始後も研究班会議への担当官の参加や研究代表者との連絡を通して定期的に進捗管理を行った。継続中の課題についても、目的とする成果に向けて必要な研究体制が整っていると評価できる。これらの取組の結果について、毎年中間・事後評価委員会での評価によって進捗管理を行っている。</p> <p>また、各研究は専門性をもった研究者で実施され、関係団体等の研究協力者により適切なサポートが行われる体制としており、効率的な実施が図られている。</p>

有効性の観点から	<p>本研究事業の成果により、昨今の自然災害等による介護保険施設等の被災状況を鑑み、被害状況が早期に把握できる情報入手システムを開発し（平成30年度終了）、実運用へ向けた研究（令和元年度～2年度）へと繋げ、令和3年度には災害時情報共有システムが整備されるなど、研究成果の行政施策への還元が着実になされている点は高く評価できる。また、第8期の介護保険事業計画の始期に合わせて、エビデンスに基づく自治体向けの周知を実施できたことは、行政施策の実施主体である保険者（自治体）の円滑な事業実施につながることからその有効性は高い。</p>
-----------------	--

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業では、当初の目的及び計画に沿って取組を実施できた。今後留意すべき点としては、介護領域における介入手法の標準化や介護の質の評価については、エビデンス整理や指標開発等の取組がなされてきたところであるが、現時点では、関係者間で一致した見解が十分に得られておらず、社会保障審議会の場合等で引き続き議論がなされている段階にある。本研究事業においては、引き続き、高齢者に特有の疾患、病態（フレイル、サルコペニア等）に着目し高齢者の生活の質を維持・向上、ひいては健康寿命延伸にも寄与する研究成果を創出し、介護予防や重度化防止に貢献する標準的手法や限られた資源の中で効果的・効率的にサービス提供できる体制・手法等の開発を推進するとともに、科学的な視点から研究を実施するのみならず、今後の審議会等での議論や最新の制度改正等も踏まえた上で取組を行う必要がある。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例



「エビデンスを踏まえた効果的な介護予防の実施に資する介護予防マニュアルの改訂のための研究」（令和元年度～令和２年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	認知症政策研究事業
主管部局（課室）	老健局認知症施策・地域介護推進課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	56,291	29	11
平成31/令和元年度	115,072	18	11
令和2年度	122,608	22	10

3. 研究事業の目的

我が国における認知症の人の数は2012年で約462万人、2025年には約700万人前後になることが推計され、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の約7人に1人から約5人に1人に上昇する見込みとされている。こうしたなか、2019年6月には認知症施策推進大綱が策定され、「共生」と「予防」を二本柱として施策を推進することとされている。本研究事業は、認知症に関する全国レベル、地域レベルの現状を正確に把握し、その分析や先進的な科学研究の成果から取組の好事例を示し、検証によりモデルを構築し、政策に活かすことを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

○「認知症の人やその家族の視点を重視した認知症高齢者にやさしい薬物療法のための研究」（平成30～令和2年度）では認知症高齢者の薬物療法に関する調査として高齢認知症者の医療レセプトデータおよび介護データの解析を行い、認知症者ではポリファーマシーが多く、予後の悪化につながることを示され、またポリファーマシーは要介護状態が契機となる可能性が示唆された。また、介護老人保険施設や老年科入院病床では一部の薬剤の見直しが行われ、減薬が試みられていたが、逆に増加している薬剤も認められた。認知症者においては薬剤の見直しが難しいことも多いが、予後の改善のために見直しを推進する必要性が明らかにされた。

○「外出が困難な認知症高齢者への AI を用いた介入手法の開発と、遠隔 AI 操作によるコミュニティづくりの研究」（平成 30～令和 2 年度）では、外出が困難な認知症高齢者に対する介入研究を行ったが、「思い出の場所」と高齢者をつなぐ遠隔コミュニケーションでは、継続的な回想によって、認知・心理得点の有意な向上が認められた。また、思い出を介して高齢者同士の交流が促進された。認知症予防サポーターの活動では、高齢者の居宅を訪問し、本人ペースで回想を中心とした介入を行うことで、認知・心理得点の向上が認められた。自宅に会話できるロボットを配置することで、「常に話し相手いる」という心理的な好影響が有り、その結果として認知・心理得点の向上が認められた。

○「日本人認知症ゲノム解析を出発点としたオミックス-臨床情報統合解析による疾患関連パスウェイの解析から診断、治療への応用」（平成 30～令和 2 年度）では、認知症のサブタイプおよび様々な臨床情報に着目し、新たに 11 個の疾患感受性染色体領域を同定することができた。今後、さらに研究成果を進展させることで遺伝率を占める遺伝因子群を同定し疾患の全容解明に繋げることができただけでなく、遺伝因子群を用いた疾患発症の正確な早期予測も可能となると考えられた。

○「認知症に関する血液・髄液バイオマーカーの適正使用のための研究」（平成 31～令和 2 年度）では、アルツハイマー病を中心とした認知症に対する脳脊髄液・血液バイオマーカーの適正使用の普及を目的とした指針を策定した。本適正使用指針が、わが国における認知症のバイオマーカーの適正使用の普及や研究開発を促進し、今後の認知症診療の向上につながることを期待される。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

(2) 論文数などの業績（令和 2 年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
1	24	1	2	39	28	0	0	0	2

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本事業において、認知症高齢者の薬物療法に関する調査が行われたが、認知症者ではポリファーマシーが多く、予後の悪化につながることを示され、あらためてポリファーマシーへの対策の重要性を知るこ
------------------	--

	<p>とができた。また、外出が困難な認知症高齢者に対するAIやロボットを使った介入研究が行われたが、増加する高齢者の孤立化を防ぐ観点から今後の対策の一つの方法としての可能性が示唆された。さらに、アルツハイマー病を中心とした認知症に対する脳脊髄液・血液バイオマーカーの適正使用の普及を目的として適正使用指針が策定されたが、これはいくつかのバイオマーカーが医療機器として承認される際に、医療上誤った使用がなされないために本適正使用指針に依拠することが求められることになっており、行政上きわめて有益であった。このように、本研究事業は、認知症施策推進大綱において施策の柱となる共生と予防に向けた研究が行われているという意味で、必要性は高い。</p>
効率性の観点から	<p>本研究事業においては、政策に反映できる質の高いエビデンスを創出できるよう、事前評価委員によって計画・目標・実施体制などの妥当性や効率性を踏まえた上で審査、採択されており、事業開始後も研究班会議への担当官の参加や研究代表者との連絡を通して定期的に進捗管理を行った。さらに毎年中間・事後評価委員会での評価によって進捗管理を行っている。</p> <p>さらに、各研究等においてシステマティックレビューを実施する等の手法によって既存の蓄積されたエビデンスを研究計画に反映し、より効率的に研究が推進できるように配慮している。</p>
有効性の観点から	<p>本研究事業は認知症施策推進大綱における「共生」と「予防」に向けて施策を策定していく上で基礎となる重要なものである。認知症高齢者の薬物療法に関する調査によるポリファーマシーの指摘、外出が困難な認知症高齢者に対するAIやロボットを使った介入による高齢者の孤立化対策の提案、さらにアルツハイマー病を中心とした認知症に対する脳脊髄液・血液バイオマーカーの適正使用指針の策定など、施策の推進に向けた調査研究や検討を行い、一定の成果をあげている。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業においては政策上の課題を解決するため科学的に質の高い方法論による調査や検証を推進してきており、平成31年度（令和元年）からは「独居認知症高齢者等の実態調査や看護・介護手法開発のための研究」、令和2年度からは「認知症施策の効果を評価・課題抽出のための調査や認知症家族の負担軽減を目指した研究」、令和3年度からは「認知症者の人生の最終段階の医療提供に関する研究」「軽度認知障害の者への支援のあり方に関する研究」等を開始している。

認知症の人の急増に伴い、医療、介護、福祉における認知症に関連した課題も増加しており、今後も認知症施策を進める上で行政的・社会的に優先順位の高い課題を厳選し、必要に応じて研究内容や方向性を見直しを行うことによって効率的に研究を推進する必要がある。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「認知症に関する血液・髄液バイオマーカーの適正使用のための研究」（令和元年度～2年度）において検討、作製された「認知症に関する脳脊髄液・血液バイオマーカーの適正使用指針」の表紙と公開されている学会ホームページ。



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	障害者政策総合研究事業
主管部局（課室）	社会・援護局障害保健福祉部企画課
関係部局	社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、精神・障害保健課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	475,883	43	42
平成31/令和元年度	539,523	42	38
令和2年度	630,327	64	50

3. 研究事業の目的

わが国の障害者数は人口の約7.6%に相当するとされており、障害者数全体は増加傾向にある。また、在宅・通所の障害者が増加し、障害者の高齢化も進んでいる。その現状に鑑み、平成25年に施行された障害者総合支援法の理念を踏まえ、障害者とその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として実施されている多様な障害福祉施策について、エビデンスを踏まえた立案や実施ができるよう研究事業を実施する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究（令和元年度～令和2年度）</p> <p>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定にて創設したピアサポート体制加算の要件となる障害者ピアサポート研修事業の講師養成カリキュラムを開発した。開発した障害者ピアサポート研修事業の講師養成カリキュラムを活用して、令和3年度障害者総合福祉推進事業においてモデル研修を実施予定としている。</p> <p>○地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究（令和元年度～令和3年度）</p> <p>地域精神保健医療福祉制度の充実を図るにあたり、精神障害者が地域で安心して自分らしく生活できるようにするため、精神障害にも対応した地域包括ケ</p>

アシシステム構築における重層的な支援体制について、全国の市町村及び精神保健福祉センターを対象に調査を実施した。その結果は「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」資料として議論に活用された。

○身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究（令和元年度～令和2年度）

補助犬の質を確保し社会での受け入れを一層進めるため、補助犬使用者及び訓練事業者のための補助犬衛生管理の手引き、ならびに補助犬ユーザー受け入れガイドブックを作成した。

作成した補助犬衛生管理の手引きについては、指定法人や訓練事業者等で活用するよう提示した。補助犬ユーザー受け入れガイドブックは、医療機関編、公共交通機関編、宿泊施設編、飲食店編、複合商業施設編、賃貸住宅・分譲マンション編、保健所編といった分野毎に作成しており、自治体や医療機関等に提示予定としている。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

○視機能障害認定のあり方に関する研究（平成30年度～令和2年度）

片眼疫学調査の結果は、研究期間の途中から開始された課題であった点、また新型コロナウイルス感染症の影響があったこともあり、単一施設での半年間の後ろ向き調査というものとなった。

○てんかんの地域診療連携体制の推進のためのてんかん診療拠点病院運用ガイドラインに関する研究（令和元年度～令和2年度）

本研究は、てんかん拠点病院の更なる効果的運用を目指し、てんかん診療コーディネーターの活動実績、てんかん患者・家族の実態調査を含めた実態把握と効果的活用を目標としていた。しかし、分担研究内容が多岐にわたり統括が容易ではなかったことや新型コロナウイルス感染症による活動の制約等のために、拠点病院の活動を包括した資料の作成が困難であった。

（2）論文数などの業績（令和2年度終了課題について）

原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
22	41	85	9	163	31	0	0	2	8

5. 研究成果の評価

<p>必要性の観点から</p>	<p>身体・知的・感覚器等障害分野では、障害者ピアサポート研修事業の講師養成カリキュラムが開発されたことにより、ピアサポート体制加算の要件となる障害者ピアサポート研修事業の質の確保につながる点や、補助犬使用者及び訓練事業者のための補助犬衛生管理の手引き及び補助犬ユーザー受け入れガイドブックを作成・提示することで、補助犬の質を確保し社会での受け入れにつながる点等、行政的に必要な成果が得られた。</p> <p>精神・障害分野では、市町村及び精神保健福祉センターに対する調査により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の実施主体や役割分担について都道府県、市町村、精神保健福祉センターの認識が明らかとなり、検討会での議論の結果、市町村を中心とした都道府県及び精神保健福祉センターによる重層的に支援する体制の構築の必要性を提示することに寄与しており、必要性の高い研究であった。</p>
<p>効率性の観点から</p>	<p>身体・知的・感覚器等障害分野では、様々な領域の専門家による協力体制のもとで効率的に研究が遂行されていた。また精神障害分野では、市町村及び精神保健福祉センターに対する調査において、全国精神保健福祉センター長会のネットワークや厚生労働省が同時に都道府県等に対し実施した調査と合わせて市町村調査を配布するなどの工夫により、高い回収率を得られ効率的に調査が実施された。</p>
<p>有効性の観点から</p>	<p>身体・知的・感覚器等障害分野では、障害者ピアサポート研修事業の講師養成カリキュラムが開発されたことにより、ピアサポート体制加算の要件となる障害者ピアサポート研修事業の質の確保に直結する。</p> <p>精神・障害分野では、市町村及び精神保健福祉センターに対する調査により検討会の議論の元となる資料として十分有効活用され、検討会の結論を導くことに資する研究となっている。</p> <p>以上のとおり、障害福祉政策の更なる推進に向け、有効な研究が行われている。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>研究事業全体として概ね順調な成果が得られたが、視機能障害認定のあり方に関する研究、てんかんの地域診療連携体制の推進のためのてんかん診療拠点病院運用ガイドラインに関する研究をはじめとした、一部の研究事業において、新型コロナウイルス感染症の蔓延による研究活動の制約により、調査数等の再検討、研究実査の遅延を余儀なくされたことは改善すべき点であった。今後は、新型コロナウイルス感染症の蔓延による影響を鑑み、積極的</p>
--

に ICT を活用した非接触型の調査法等も検討していくことが課題と考える。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

○ 身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究（令和元年度～令和2年度）で作成した「補助犬衛生管理の手引き」

○ 障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究（令和元年度～令和2年度）で作成した「フォローアップ研修テキスト」



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	新興・再興感染症及び予防接種政策推進 研究事業
主管部局（課室）	健康局結核感染症課
関係部局	健康局予防接種室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	281,510	59	56
平成31/令和元年度	334,110	35	33
令和2年度	353,500	54	41

3. 研究事業の目的

治療薬の発達や予防接種の普及によって、一時は制圧されたかに見えた感染症は、新興感染症・再興感染症として今なお猛威をふるう可能性を有している。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が発生し未だ収束も見えない他、アフリカではエボラ出血熱が再び流行し、H5N8鳥インフルエンザが世界中で猛威をふるった。また、新興感染症対策や予防接種に対する国民の期待は高まりをみせている。

このような状況の中で、危機管理事案の発生時に、直ちに正確な病原体診断を全国規模で実施できるようなラボネットワーク、感染症指定医療機関の機能の充実、安全性を踏まえた費用対効果の高い予防接種体制の構築等が求められている。

本事業では、感染症の潜在的なリスクに備え、必要な行政対応の科学的根拠を示し、感染症から国民の健康を守るための研究を実施する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 ○「COVID-19回復者血漿治療の有効性・安全性に関する基礎的、臨床的検討（平成30年度～令和2年度）」において、新型コロナウイルス感染症に対する回復者血漿療法の安全性と有効性を検証し、回復者血漿の採取・保存・投与体系を確立した。

○「一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応に関する研究（平成 30 年～令和 2 年度。後期班が継続中。）」において、臨床検体のプール化による新型コロナウイルスの検査性能への影響評価として各種 PCR 検査の性能を検証し、その有効性と課題を明らかにし、プール検体を用いた検査の活用方法を開発した。

○「一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応に関する研究（平成 30 年～令和 2 年度。後期班が継続中。）」において、新型コロナウイルス感染症について、唾液、鼻腔拭い液を用いた PCR 検査及び抗原検査の診断への活用方法を確立した

○「薬剤耐性 (AMR) アクションプランの実行に関する研究（平成 30 年～令和 2 年度。後期班が継続中。）」の研究により、危機管理機能についての外部評価、評価項目や指標の検討、病原体等の不活化法などに関する科学的知見の収集、侵襲性感染症の重症化に関わるメカニズムの解明にむけた検討、医療従事者向けの研修ツールの改善等を行い、薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプランの達成に貢献した。また、研究の中で構築した地域連携レベルでの抗菌薬の使用状況等のデータ集積・解析を行いその結果を各施設へ還元するというネットワークは、モデル事業の検討材料となり、令和 2 年度から「抗菌薬適正使用推進モデル事業」を開始した。

○「一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応に関する研究（平成 30 年～令和 2 年度。後期班が継続中。）」において、新型コロナウイルス感染症の公衆衛生施策の基礎となる科学的知見の創出を通じて、我が国全体の感染症危機管理体制の構築に貢献した。また、診断機器や治療薬の開発、臨床研究の実施、診療ガイドライン（新型コロナウイルス診療の手引き）の創出等により新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の強化に貢献した。

○「新型コロナウイルス感染症等の感染症サーベイランス体制の抜本的拡充に向けた人材育成と感染症疫学的手法の開発研究（令和 2～令和 4 年度）」により、新型コロナウイルス感染症に関する数理モデルを用いたサーベイランス手法の開発、超過死亡の評価、自治体における感染症対策従事者の育成、サーベイランスデータの解析、クラスターに関するデータ分析等、感染症サーベイランス機能の強化に貢献した。

○「マスギャザリング時や新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメントに関する研究（平成 30 年～令和 2 年度）」において、各種検査の意義や状況に応じて実施する検査についての考え方を示し検査の指針を作成した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

(2) 論文数などの業績（令和 2 年度終了課題について）

原著論文	その他の論文	学会発表	特許等	その他
------	--------	------	-----	-----

(件)		(件)		(件)		(件)		(件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
61	117	51	13	213	22	1	0	7	8

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	本研究事業は、個別の研究課題の成果を通じて、新型コロナウイルス感染症を始めとする我が国の総合的な感染症対策に寄与しており、必要性は高い。例えば、新型コロナウイルス感染症の知見、検査方法や治療方法について情報収集を行い、その結果を診療の手引きいとしてとりまとめたことで最新の試験が分かりやすく医療従事者に共有可能となった。また、各種検査の意義や状況に応じて実施する検査についての考え方を示し検査の指針を作成したことで検査についての考え方が共有された。さらに、感染症サーベイランスは、我が国の感染症対策を行う上で、発生動向の迅速な把握や対策の有効性の評価に非常に重要であるが、新型コロナウイルス感染症についても、疑似症サーベイランスや検査の流れについて検討の上サーベイランス体制を構築したが、感染症サーベイランスに関する研究は、国民の生命を守る上で重要であり、その改善や集められたデータの利用促進に資する研究を継続的に行う必要がある。
効率性 の観点 から	本研究事業は、数ある行政課題の中から、優先的に検討すべき課題を抽出し検討の対象としており、研究の目標や計画についても、行政課題を解決するために最も効率が良いように設計している。これらのことから、本研究事業は効率性が高いと評価できる。
有効性 の観点 から	上述したように、新型コロナウイルス感染症、AMR、サーベイランスに関して行政施策に直結する成果を多く産出し有効性が高く、研究者の能力や研究の進捗についても、評価委員会で厳正な審査を行っており、全体として良い評価が得られている。これらのことから、有効性の高い研究が行われており、社会的な貢献が大きいものと評価できる。

6. 改善すべき点及び今後の課題

パンデミック発生時において、感染症の発生動向やウイルス検出検査や遺伝子解析などのサーベイランスシステムの構築・運用は非常に重要であり、その十分な活用のために「新型コロナウイルス感染症等の感染症サーベイランス体制の抜本的拡充に向けた人材育成と感染症疫学的手法の開発研究（令和2～令

和4年度)」において、既存のサーベイランス体制の拡充及び迅速・網羅的な流行状況の把握と動向予測や、自治体におけるサーベイランス実務専門家の育成を行っている。しかし、変異株の出現や国内の検査体制のめまぐるしい変化など、今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、今後、新興再興感染症にサーベイランスシステムをどのように活用するか、どのような体制を構築するかについて検討を進めていく必要がある。

薬剤耐性菌が世界中に拡大し問題となっている中で、わが国は2016年4月に「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」を発表した。「薬剤耐性（AMR）アクションプランの実行に関する研究（令和2～令和4年度）」において薬剤耐性（AMR）対策アクションプランの目標達成のために必要とされるサーベイランス、教育啓発の手法開発、AMRの医療経済的影響について研究を行ったのち、薬剤耐性菌のサーベイランスやAMR啓発に関する教育手法に関して研究を行ったが、2020年度に策定された時期アクションプランに基づき、地域におけるAMR対策の推進等未解決の課題を解決するため、また、アクションプランの改定及びモデル事業の開始が予定されており、今後の対策に向けた評価・分析が必要であるため引き続き研究を継続する必要がある。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「新型コロナウイルス感染症等の感染症サーベイランス体制の抜本的拡充に向けた人材育成と感染症疫学的手法の開発研究」（令和2～令和4年度）

NIID 国立感染症研究所
NATIONAL INSTITUTE OF INFECTIOUS DISEASES

JIDSC 国立感染症研究所 感染症疫学センター

我が国におけるすべての死因を含む超過死亡数および過少死亡数（2020年11月までのデータ分析）

掲載日：2021年9月9日

本報告もご覧いただく際の注意事項
本報告（2020年11月までのデータ分析）から、すべての死因を含む超過死亡数に加え、過少死亡数を提示いたします。前回報告時点（2020年10月までのデータ分析）は、日本の2020年の超過死亡数は19年比同等であり、一方で死亡数の減少も見込まれていました。過少死亡数を算出することで、新型コロナウイルス対策による正の影響の評価に役立ちます。詳細な死因を考慮した分析は、別途公表いたします。

本報告は、日本国内での新型コロナウイルスの影響に関して「データに基づく開かれた議論」に貢献することを主眼としています。開かれた議論の目的のため、データおよび解析用のプログラムは全て公開しています。本報告についてご意見および過少死亡数は、「過去のデータをもとに統計モデルから予測された死亡数」と「実際に観測された死亡数の差」として定義されています。統計モデルとデータ解析の信頼性については、これまでのすべての死因を含む超過死亡数の報告における「過少死亡数」も併記いたし、加えて、超過および過少死亡は新型コロナウイルス対策の影響が顕在化した、2020年1月下旬以降のデータですが、過去の時点でも確認されています。過去の比較目的で、本分析では最近2017年の標準化された超過および過少死亡数も提示いたします。

要約

2012年-2020年の人口動態統計データを用いて、日本における新型コロナウイルス感染症流行期における2020年1月から11月29日における超過および過少死亡数を、逐別、都道府県別に算出しました。米国疾病予防管理センター（CDC）の用いるFarringtonアルゴリズムを用いて推定を行なっています。前回報告まで超過死亡数の算出には欧州死亡率モニター（EuroMOMO）の用いるEuroMOMOアルゴリズムでも同様の評価を行って参りましたが、こちらは過少死亡数の算出にそのまま適用することが想定されていなかったので、本報告からはFarringtonアルゴリズムのみを使用します（超過死亡数においてこれまで両アルゴリズムからの算出結果に特筆すべき差異は生じておりません）。11月中、予測死亡数の95%予測区間（上限）を超える観測死亡数、または95%予測区間（下限）を下回る観測死亡数が認められた県は次になります。カッコ内は11月中の超過および過少死亡数の積算値です（算出は週単位で行われており、ある週で超過死亡と過少死亡が同時に発生することはありませんが、週の積算を月の値とする都合、月単位で見ると超過死亡と過少死亡どちらも発生するケースがあります）。

- 超過死亡：山梨県(10-53)；大府(14-198)；埼玉県(49-179)；長野県(5-84)
- 過少死亡：奈良県(12-45)；長野県(21-63)；愛媛県(23-97)；千葉県(26-154)；神奈川県(30-136)；広島県(25-157)；茨城県(2-105)；鳥取県(4-38)；沖縄県(5-34)；山口県(5-83)；静岡県(6-134)；徳島県(6-49)；秋田県(6-78)；三重県(6-83)；香川県(7-50)；埼玉県(8-130)；群馬県(8-88)；東京都(99-248)

11月中の47都道府県(全国)の超過および過少死亡数の積算は、それぞれ77-1954人、367-3005人でした。前回報告の繰り返しになりますが、2020年11月時点でも日本のすべての死因を含む超過死亡数は、おおよそ同時期の米国およびヨーロッパに於けるそれより相対的に小さく、可能性がありますが、一方で、同時期の過少死亡数は例年より大きく、新型コロナウイルス対策等例年以上の感染症対策や健康管理が行われている状況の中、それらの正の影響が考えられますが、季節性インフルエンザの流行状況の影響等、2020年の過少死亡数が偶然起こる範囲のものかどうかも含め、今後死因別の詳細なデータ解析が必要になります。

出典

1. Karlinksky A, Kobak D. The World Mortality Dataset: Tracking excess mortality across countries during the COVID-19 pandemic. medRxiv [Preprint]. 2021 Jan 29;2021.01.27.21250604. doi: 10.1101/2021.01.27.21250604

「一類感染症等の患者発生時に備えた臨床的対応に関する研究」（令和2～令和4年度）

「マスクギャザリング時や新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメントに関する研究」（平成30年度～令和2年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害等対策研究分野」
研究事業名	エイズ対策政策研究事業
主管部局（課室）	健康局結核感染症課エイズ対策推進室
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成 30 年度	648,784	25	21
平成 31/令和元年度	710,424	27	27
令和 2 年度	751,000	28	25

3. 研究事業の目的

本研究事業はエイズに関する研究を総合的に実施することで、新規 HIV 感染者数を減少させ、検査を受けないままエイズを発症して報告される者の割合を減少させるとともに、診断された HIV 感染者・エイズ患者に対して適切な医療を提供できる体制を整えること、さらに HIV 訴訟の和解を踏まえた恒久対策の一環として必要な研究成果を得ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

○「HIV 感染症診療の提供体制の評価及び改善のための研究」（平成 30 年度～令和 2 年度）

「非専門医に HIV 感染症の教育を行う WEB システム」や「HIV 感染の疑いの高い患者のカルテに、HIV 検査を促す画面を出す電子アラートシステム」などの ICT ツールを開発・導入した。これにより HIV 感染症の非専門医である地域の医師による HIV 診療が可能となり、地域に密着した医療体制構築に寄与した。

○「エイズ予防指針に基づく対策の推進のための研究」（平成 30 年度～令和 2 年度）

検体の遺伝子配列分析や NGO へのヒアリングの結果、エイズ予防指針に記載されている対策が行き届かずに HIV 感染の拡大が続いている層が特定できたため、その層へ向け HIV 検査の普及や知識啓発を行う必要性が判明した。これにより次回のエイズ予防指針改定に向けて検討すべき課題が明確となった。

○「HIV 感染症及びその合併症の課題を克服する研究」（平成 30 年度～令和 2 年度）

主要英文誌や国内外の学術集会等から得た新たな知見や改訂委員の意見を総合して「抗 HIV 治療ガイドライン」の改訂を行った。本ガイドラインは研究班の HP で自由に閲覧でき、実際に広く閲覧されていることが HP の解析結果のページビュー数の増加から確認できる。引き続き最新知見を取り入れ改訂を行っていく予定である。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

(2) 論文数などの業績（令和 2 年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
27	49	64	4	194	9	0	0	3	68

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>本研究事業の成果は今後のエイズ予防指針の改正に活用されている。また HIV 検査の受検率の向上に向けた取り組み、医療サービスのアクセス向上など、国内の HIV 感染症の早期発見、適切な医療体制の構築に貢献している。したがって、本研究事業の必要性は高い。</p>
効率性 の観点 から	<p>本研究事業ではエイズ予防指針に基づく対策を推進するため、年度毎に評価委員会を開催し、新規課題は事前評価を、継続課題は中間評価を、終了課題は事後評価を行い、進捗状況の確認・評価を行っている。</p> <p>評価については、専門的・学術的観点と行政的観点の両面から行い「評価できる・推進すべき点」と「疑問点・改善すべき点」について評価委員がコメントを作成する。その評価コメントを研究者にフィードバックすることで、適切かつ効率的に研究を行っている。</p> <p>また、1 年目の研究課題については事前評価のコメントに対する対応を含めた研究計画を、2・3 年目の研究課題については研究成果をシステムに登録し、厚生労働省担当者、各評価委員および研究者が閲覧した。研究班間で情報を共有することで、研究の重複や間隙の発生防止、各研究班の進捗状況や倫理性についての相互監視等の効果があり、適切に研究を行えた。</p>

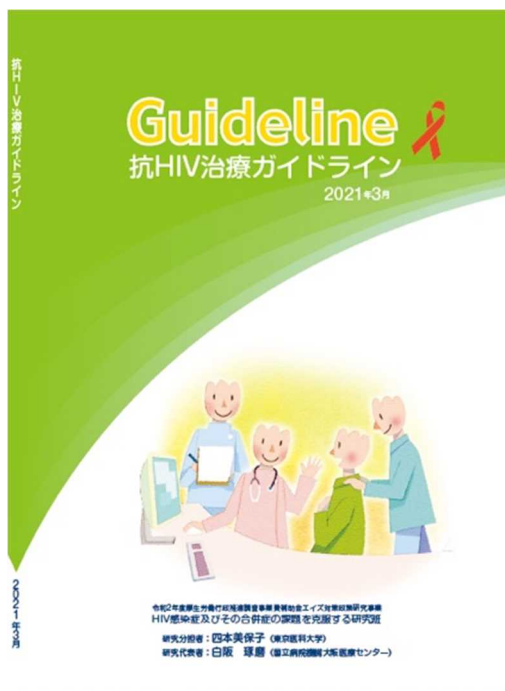
有効性の観点から	専門医中心の診療から地域医療と連携した診療への転換や、HIV検査受検率向上を目的とした行動分析等を行うことにより、HIV/AIDSの早期発見・早期治療開始に有効な研究成果が得られている。これにより感染者本人の治療経過を良好にするのみならず、他者への二次感染予防や長期的には医療費の削減効果が期待できる。
----------	---

6. 改善すべき点及び今後の課題

新型コロナウイルス感染症の流行により保健所等におけるHIV抗体検査件数が著しく減少している。ウィズコロナ時代の検査体制・予防啓発体制については従来とは異なった対策が求められているため、時代に即した課題を適切に抽出し、対策を講じる必要がある。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「HIV感染症及びその合併症の課題を克服する研究」（平成30年度～令和2年度）



「HIV感染者の妊娠・出産・予後に関する疫学的・コホートの調査研究と情報の普及啓発法の開発並びに診療体制の整備と均てん化に関する研究」（平成30年度～令和2年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「疾病・障害対策研究分野」
研究事業名	肝炎等克服政策研究事業
主管部局（課室）	健康局がん・疾病対策課・肝炎対策推進室
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	306,134	9	9
平成31/令和元年度	308,635	9	9
令和2年度	307,275	9	9

3. 研究事業の目的

肝炎対策基本法・肝炎対策基本指針の主旨に則り、国内最大級の感染症である肝炎の克服に向けた対策を総合的に推進するため、基盤となる疫学研究や、地域における診療体制や社会基盤の構築、偏見・差別の防止等を目標に、肝炎に関する行政課題を解決するための研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例
・「新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に資する研究」（令和2年度～4年度）において、Nudge理論を応用し、簡易化した肝炎ウイルス検査受検勧奨用リーフレットを協会けんぽの全支部で展開し、その効果を評価するとともに、陽性者の受診状況をより正確に把握するため、レセプトを用いた受診行動の確認法を開発するという成果を得た。
・「肝炎総合対策の拡充への新たなアプローチに関する研究」（令和2年度～4年度）において、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、都道府県を対象に、拠点病院事業指標、肝炎医療指標（肝疾患専門医療機関向けを含めた）、診療連携指標、自治体事業指標の調査を実施し、肝疾患診療連携拠点病院において、均てん化された肝炎医療および拠点病院事業が提供されていることを明らかにするという成果を得た。
・「非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に関する研究」（令和2年度～4年度）において、肝炎医療コーディネーターの配置と活動

の現状を調査し、適正な配置状況に関する提案を行うとともに、肝炎医療コーディネーター同士が相互に活動を評価し合うシステムの有効性を確認した。また、生活習慣を背景とした慢性肝疾患に関する啓発資料を作成した。

・「ソーシャルメディア等を活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の解消を目指した研究」（令和2年度～4年度）において、偏見差別を防止するための事例集・解説集等が掲載されているホームページで利用する、ウイルス性肝炎に関する基本的知識についての自己学習プログラムを作成した。また、収集した偏見差別の事例の中から、特に偏見差別を防止する学習に適した事例を選択し、さらにその問題解決方法を例示する学習素材を作成した。

・「肝がん・重度肝硬変の治療に係るガイドラインの作成等に資する研究」（平成30年度～令和4年度）において、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業で収集された臨床調査個人票を解析することで、肝がん・重度肝硬変医療費助成の要件緩和による制度の利用効率向上につなげた。また、肝がん、重度肝硬変患者の治療や長期予後等の調査のため、NCD（National Clinical Database）を利用した登録システムを構築し、データを収集した。

・「肝炎ウイルス感染状況の把握及びウイルス肝炎排除への方策に資する疫学研究」（令和元年度～3年度）において、人口動態統計のデータを元に、2030年までに75歳未満年齢調整肝がん死亡率が低下していくことを統計学的に明らかにした。肝炎政策立案の基盤資料として活用するために、NDB（レセプト情報・特定健診等情報のデータベース）データを用いて肝炎ウイルス感染者数、患者数等を推計した。IQVIA（医薬品販売実績データベース）に基づく地域毎の肝炎治療の実態把握と課題の抽出を行った。肝炎ウイルス検査受検率の全国調査を実施し、これまでの政策による非認識受検率の推移を明らかにした。

・「地域に応じた肝炎ウイルス診療連携体制構築の立案に資する研究」（平成30年度～令和2年度）において、かかりつけ医と肝疾患専門医療機関の診療連携に関するアンケート調査を実施し、診療連携の障壁となりうる要因を明らかにした上で、その対策について共有を行った。また、モデル自治体において、眼科医療機関と連携した術前検査や妊婦健診での肝炎ウイルス検査陽性者へのフォローアップ体制を確立した。

・「肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策」（平成30年度～令和2年度）で、一般生活者・保育施設勤務者等を対象とした肝炎ウイルスの感染防止について学習するe-learning資料を構築した。HBVワクチン接種状況

と HBV 感染マーカーについて把握するためのデータベースを作成した。レセプトデータを用いて、急性肝炎の発生状況をより正確に把握するための研究デザインを新たに設定し、B型急性肝炎の発生状況等の分析方法の確立につながる方法を明らかにした。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし。

(2) 論文数などの業績 (令和2年度終了課題について)

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
17	138	1	0	55	13	0	0	0	1

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>平成22年1月に肝炎対策基本法が施行され、同法に基づいて平成23年5月に告示され、平成28年6月に改正された肝炎対策の推進に関する基本的な指針にしたがって、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究を進める必要がある。また、平成24年度を初年度として取りまとめられ、平成28年12月に中間見直しが行われた「肝炎研究10カ年戦略」においても肝炎に関する疫学・行政研究を含め総合的に研究を推進することが盛り込まれているため、継続的な研究が必要である。</p> <p>令和2年度に得られた研究成果により、肝炎ウイルス感染者の受検・受診・受療が促進され、健康寿命の延伸につながることを期待される。社会の多様化や地域の実情に応じたよりきめ細やかな肝炎対策を実施していくため、今後も同研究の一層の推進が必要である。</p>
効率性 の観点 から	<p>研究班の会議には「肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究」班の事務局から有識者を派遣し、その都度適切な助言を行っている。成果は研究発表会で報告され、評価委員会によるヒアリングが行われ、効率性に関しても評価や助言を受けている。関連する分野については、研究者間の相互の連携や、研究成果発表会への各研究者の参加を案内し、他研究課題の成果の共有を行っている。班会議には厚生労働省の担当者も参加して研究者と連携を図っている。</p>
有効性 の観点 から	<p>研究成果は、令和3年度より開始する新たな研究班の基盤データとして、肝炎総合対策推進のために有効に活用できる。地方自治体担当者が出席する会議や肝炎情報センター主催の医療従事者向けの研修会</p>

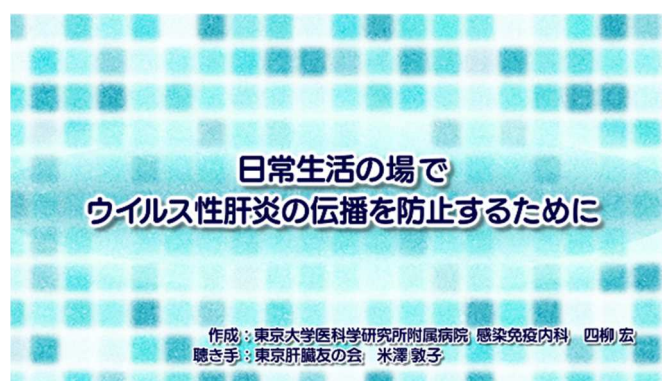
で成果を報告し、行政機関や医療機関に広く還元され、肝炎総合対策の推進に貢献している。その結果、国民の健康の保持、増進のために還元されることが期待される。

6. 改善すべき点及び今後の課題

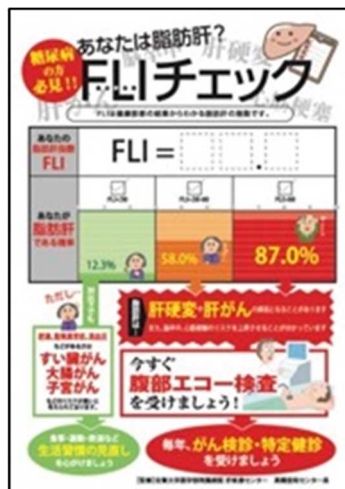
我が国には依然多くの肝炎ウイルスキャリアが存在し、肝炎ウイルス検査の受検者の感染が判明した際に、受検・受診・受療を円滑に促進する取組や、定期的に医療機関を受診していない者へ受診を促す取組が必要である。これらの取組においては、肝炎医療コーディネーターの活躍が期待されており、標準的な養成プログラム・活用方法を開発することが必要である。また、肝炎ウイルス検査の受検率の向上にむけた職域における肝炎ウイルス検査の促進や陽性者の受診勧奨、フォローアップの取組の推進の検討等が必要である。加えて、肝炎患者等に関する偏見・差別への対策やウイルス性肝炎の認知度や理解度についての調査、肝硬変の病態別の実態把握、地域における病診連携推進や効果的な肝炎対策の実施を全国で均てん化する取組を行っていくこと等が課題として挙げられる。今後は、新規治療等の導入やその推進が我が国の肝炎医療に及ぼす効果の検証に加え、ウイルス性肝炎の撲滅に向け、地域毎のキャリア数の把握など、より詳細で正確な疫学データの収集解析が効果的な政策立案のため必要とされており、これまで以上に肝炎総合対策の推進に資する研究事業を推進していく必要がある。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「肝炎ウイルスの新たな感染防止・残された課題・今後の対策」（平成30年度～令和2年度）



「非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に関する研究」（令和2年度～4年度）



1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	地域医療基盤開発推進研究事業
主管部局（課室）	医政局総務課
関係部局	医政局内各課室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	290,589	83	65
平成31/令和元年度	312,332	68	56
令和2年度	342,800	63	53

3. 研究事業の目的

少子高齢化等時代が変化する中、豊かで安心できる国民生活を実現するための医療政策において、地域の実情に応じた医療提供体制の構築、医療人材の育成・確保、医療安全の推進、医療の質の確保等の課題の解決に資する研究を推進する。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○ 「医療データベースを活用した診療ガイドラインの推奨度決定手法に関する研究」（令和元年度～令和2年度）においては、約20種の医療データベース等の長所短所を踏まえ、文献や学会での調査等により、NCD(National Clinical Database)は悉皆性と早期成績の解析にすぐれ、癌登録は疾患の長期予後等の分析、NDBは記述研究に有効な情報を提供しうること等、各データベースの特性や課題を整理し、診療ガイドラインの推奨作成におけるエビデンスのあり方について提言をまとめた。これら成果は、診療ガイドラインの作成手引きに今後活用される。</p> <p>○ 「在宅及び慢性期の医療機関で療養する患者の状態の包括的評価方法の確立のための研究」（令和2年度）においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・介護レセプトデータの二次利用により、療養場所（自宅、居住系サービス、介護保険施設）ごとに、在宅療養の継続・中断要因を明らかにし、また在宅療養、在宅医療・介護連携に関する経時的な指標の活用方法を開発した。 ・ 在宅療養者、集合住宅入居者、介護保険施設入所者を対象として、客観的情報である医療・介護レセプトと主観的情報である住民アンケートを接合した新

規性・独自性の高いデータベースを構築することで、療養場所ごとの利用者の主観的スケール（満足度、幸福感等）の評価方法を確立した。

- 「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」（平成30年度～令和2年度）においては、医療計画の中間見直しに関して必要な指標例や地域医療構想の推進に必要な基礎資料等が得られ、各都道府県における医療計画の見直し等に活用されている。
- 「医療機関における最新の院内感染対策及び発生時対応のための研究」（令和元年度～令和2年度）においては、「医療機関における院内感染対策マニュアル作成のための手引き（案）」及び「医療機関における院内感染多発事例等発生時の公表対応時に有用な資料」を作成した。今後、本資料を当省ホームページへ公表・周知することで、医療機関等に活用される予定である。
- 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における救急・災害医療提供体制に関する研究」（平成30年度～令和2年度）においては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会をふまえた、「病院内発生テロ対策マニュアル」等の成果が得られ、今年度の競技大会で活用される予定である。
- 「医療機器の保守点検指針の作成等に関する研究」（平成30年度～令和2年度）においては、安全使用のための研修及び保守点検の計画策定・実施が特に必要とされている生命維持管理装置（人工呼吸器等）及び放射線関連機器（X線CT装置等）について、学会や職能団体等が作成した既存の保守点検指針等を収集・分析し、医療機関において実施すべき保守点検や研修の内容について検討し、医療現場の実情を踏まえた研修及び保守点検の指針を作成した。本研究の成果をもとに、関係通知を改定し、医療機関等における医療機器の安全管理のための体制確保への活用を目的として、令和3年度医療機器安全基礎講習会（eラーニング）にて周知する予定である。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

令和2年度は総合診療医に関するフィールドワーク現地調査を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施することができなかった。そのため、令和元年度に実施したフィールドワークの成果をもとに総合診療医の役割について紹介する動画を作成し、YouTubeチャンネルにて公開した。本成果物については、令和3年度「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業」を通じて更に周知を図る予定である。

(2) 論文数などの業績（令和2年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発

32	75	87	16	281	22	1	2	10	5
----	----	----	----	-----	----	---	---	----	---

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	少子高齢化の進展や医療ニーズの多様化・高度化により、医療を取り巻く環境が大きく変化している中、豊かで安心できる国民生活を実現するため、様々な医療行政の推進に当たっての課題を解決する必要がある。本研究事業では、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供できるよう整備し、地域で継続して生活を送れる医療体制の構築に資する研究が実施されており、必要性が高い。
効率性 の観点 から	本研究事業は、医療行政における喫緊の課題に柔軟に対応するため、研究期間を原則2年以下とし、評価委員の意見を反映させるため、研究班会議への担当官の参加などを通じ定期的な進捗管理が行われている。行政ニーズを踏まえて、今後重要な政策課題に関する検討会の基礎資料として活用すること等を前提にして研究課題が組み立てられているものが多く、効率的に施策に反映されている。
有効性 の観点 から	多くの研究課題の成果が行政施策に反映されている。具体的には、医療計画の中間見直しに関して必要な指標例や地域医療構想の推進に必要な基礎資料、医療機関における院内感染多発事例等発生時の公表対応時に有用な資料等の作成に活用されており、有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、研究の予定を変更せざるを得なかった研究課題が見られた。</p> <p>社会保障制度改革の実現や新たな医療政策のニーズに応えるため、引き続き、地域医療構想の達成や地域包括ケアシステム構築の推進に資する研究を推進する必要がある。新型コロナウイルス感染症による影響も併せて明らかにし、ウィズコロナの地域医療提供体制における課題を適切に抽出し、解決を図る必要がある。</p> <p>また、本研究事業での成果が医療の現場等に広く周知され、新たな医学・医療技術や情報通信技術等を活用されるように、実用性を高めていく必要がある。</p>

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「在宅及び慢性期の医療機関で療養する患者の状態の包括的評価方法の確立のための研究」（令和2年度）

「地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するための政策研究」（平成30年度～令和2年度）

医療計画の見直し等に関する検討会
第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ（令和2年3月2日）

在宅医療の見直しの方向性

- 都道府県において取り組むべき事項を整理した通知案の内容を、指針に反映する。
※「在宅医療の充実に向けた取組の進め方について」（平成31年1月28日厚生労働省医政局地域医療課長・老健科介護保険課課長・老人保健課長通知）
- 「在宅歯科医療の提供体制等に関する検討会」における議論の整理を踏まえ、在宅歯科医療をより推進するための指標例を追加する。
- 小児在宅医療の提供体制について、小児医療に係る体制整備と整合的となり、成育過程を踏まえた整備が可能となるよう、現状把握に必要な指標例を追加する。近年、増加傾向にある医療的ケア児に必要な支援については、第8次医療計画に向けて検討する。
- 第8次医療計画に向けて、原則として設定する指標やアウトカム指標、多職種による在宅医療提供体制や地域性を踏まえた在宅医療提供体制、災害対応や介護との連携を含めた今後の在宅医療のあり方について、介護保険事業（支援）計画及び障害福祉計画等の関連する計画と整合性を確保しながら検討する。

医政地発0413第1号
令和2年4月13日

首都圏府県衛生主管部（局）長 宛

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（公 印 省 略）

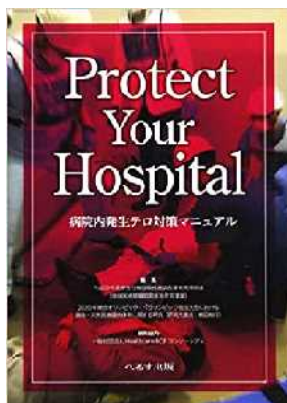
「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について

医療計画（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成に当たって参考とすべき、5疾病（がん、脳卒中、心臓病等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患をいう。）・3事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、障害者医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）をいう。）及び在宅医療（在宅等における医療をいう。）の体制構築に係る指針については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（平成29年3月31日付け医政地発 0331 第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知、以下「課長通知」という。）により示しているところであるが、本年3月2日の「医療計画の見直し等に関する検討会」による「第7次医療計画の中間見直し等に関する意見のとりまとめ」（第1頁）等を踏まえ、課長通知の一部を別紙2新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたため通知する。

なお、第7次医療計画の中間見直しの時期については、今後の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、別途通知することとする。

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における救急・災害医療提供体制に関する研究」（平成30年度～令和2年度）

「総合診療が地域医療における専門医や多職種連携等に与える効果についての研究」（平成30年度～令和2年度）



「医療機器の保守点検指針の作成等に関する研究」（平成30年度～令和2年度）

医療機関における生命維持管理装置等の
研修および保守点検の指針

2021年3月

平成31～令和2年度厚生労働行政推進調査
「医療機器の保守点検指針の作成等に関する研究」
研究代表者 菊池 直

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	労働安全衛生総合研究事業
主管部局（課室）	労働基準局安全衛生部計画課
関係部局	労働基準局安全衛生部安全課、労働衛生課、化学物質対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	97,313	26	23
平成31/令和元年度	99,680	20	19
令和2年度	118,712	25	18

3. 研究事業の目的

職場における労働者の安全と健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関して、労働安全衛生行政の推進を確保し、技術水準の更なる向上を図ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
① 目的とする成果が十分に得られた事例 「農林水産業における災害の発生状況の特性に適合した労働災害防止対策の策定のための研究（平成30年度～令和2年度）」では、農林水産業における各種事業体の労働安全衛生体制（労働安全衛生法、船員法等）の現状を確認した上で行政組織間・産官学・地域連携の視点から労働災害及び健康障害の要因と対策を明らかにしている。これを受けて労働災害及び健康障害の予防策に関するモデル事業が提言された。当該提言は農林水産業における労働災害防止対策を検討する際の基礎資料として活用されることが期待できる。 「中小企業等における治療と仕事の両立支援の取組促進のための研究（令和1年度～令和3年度）」の研究を通じて両立支援に関するコンサルテーションチームが設置され、研究に参加する中小企業や医療機関の両立支援実務、組織運営のコンサルテーションを行った。今後中小企業において、両立支援に関するヘルスリテラシー向上のための研修等が行われることで、企業の自律的な取組の促進が期待できる。
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし

(2) 論文数などの業績 (令和2年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
5	6	7	1	27	2	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>休業4日以上労働災害は「第13次労働災害防止計画」の起算年である平成29年比で増加しており、本計画の目標達成に向けて、災害の大幅な減少に向けた安全衛生対策の強化が必要となっている。</p> <p>また労働衛生面では、熟練労働者の不足に対処するため高齢者及び要治療者に対する労働継続支援体制の強化、長時間労働やメンタルヘルスの問題、石綿や発がん性を伴う化学物質の取扱いの問題など、喫緊の対応が必要な課題にも取り組んでいる。</p> <p>これらの課題の解決し及び「第13次労働災害防止計画」において掲げられた「安心して健康に働くことができる職場」の実現のためには、本研究事業の効率的な実行による科学的根拠の集積とこれに裏付けされた行政施策を推進していく必要がある。</p>
効率性 の観点 から	<p>労働安全衛生においては依然として非常に多くの政策課題があるものの、限られた事業予算の中で最大限の効果を得る必要があることから、特に優先すべき重点課題を定め、課題の採択、研究費の配分においても、重点課題に直結した成果を創出できる研究となるよう必要額を精査しており、効率性は高い。</p>
有効性 の観点 から	<p>本研究事業においては、令和2年度は上記のような問題に対応した18件の研究課題を設定し、着実に行政施策に反映できる有効な成果が得られている。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>より一層行政需要に沿った研究を実施するだけでなく、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「第5次科学技術基本計画」、「未来投資戦略」及び「第13次労働災害防止計画」を踏まえ、労働現場の詳細な実態把握及び医学的データの蓄積に基づき、労働者の安全対策、メンタルヘルス等の対策、仕事と治療の両立支援及び化学物質等による職業性疾病の予防対策等に資する研究を実施する必要がある。</p>
--

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「中小企業等における治療と仕事の両立支援の取組促進のための研究（平成31年度～令和3年度）」

研究にて作成した企業のヘルスリテラシー向上の動画を「治療と仕事の両立支援ナビ」ポータルサイトにて紹介。

●厚生労働省の運営するHP「治療と仕事の両立支援ナビ」



ページ内にて

「中小企業等における治療と仕事の両立支援の取組促進のための研究（H31～R3）」にて作成した動画を紹介。

○「中小企業の両立支援アニメーション」



1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	食品の安全確保推進研究事業
主管部局（課室）	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課
関係部局	医薬・生活衛生局内食品安全関係課室

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	526,171	52	39
平成31/令和元年度	577,056	42	37
令和2年度	722,750	50	47

3. 研究事業の目的

国民の健康に直結する食品安全にかかるリスク管理機関として、科学的根拠に基づく施策を効果的に実施するために必要な科学的知見の収集及び手法の開発等を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

I. 食品安全施策の基本的な枠組みを強化する研究に関する主な成果

- ・ 「「健康食品」の安全性・有効性情報データベースを活用した健康食品の安全性確保に関する研究」（平成30年度～令和2年度）

健康食品等に使用される原材料64種類について、医薬品との相互作用に関する情報を「健康食品」の安全性・有効性情報データベースに掲載した。

- ・ 「日本国内流通食品に検出される新興カビ毒の安全性確保に関する研究（令和元年度～令和3年度）」

国際機関でのリスク評価が見込まれるカビ毒について前年度に開発した一斉分析法を用いて、汚染実態調査を実施した。

- ・ 「食品添加物の安全性確保に資する研究（令和元年度～令和3年度）」

指定添加物の生産・流通量調査をもとに一人一日摂取量を推計し、一日摂取許容量ADIとの比較において問題となるものはないことを確認した。また、添加物の試験法の改良法を探索し評価を行った。

- ・「食品用器具・容器包装等の安全性確保に資する研究（令和元年度～令和3年度）」

食器用器具・容器包装の規格試験法であるビスフェノールA分析法の改良とその性能評価を行った。

- ・「食品や環境からの農薬等の摂取量の推計と国際標準を導入するための研究（令和元年度～令和3年度）」

流通食品を購入・調理等した試料に残留する農薬を測定して当該農薬の一日摂取量を推計し、既存の一日摂取許容量 ADI との比較において問題となる農薬がないことを確認した。

- ・「食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究（令和2年度～令和4年度）」

まつたけの放射性セシウム非破壊検査機器実用化に向けた検証を行い、非破壊検査法を公定法として公表した。これを受けて原子力災害対策本部は都道府県が非破壊検査機器の設置などの検査体制を整えた場合には非破壊検査により基準値を下回ったものについて出荷が認められるようガイドラインを改正した。

- ・「植物性自然毒による食中毒対策の基盤整備のための研究（平成30年度～令和2年度）」

病因植物種・毒成分の同定のための化学分析（他成分同時分析法）及び遺伝子解析による同定法等分析法を開発した。植物性自然毒による食中毒事件に関する情報研究では、食用植物と有毒植物の誤認に関する注意喚起のためのパンフレットとポスターを作成し、厚生労働省 HP に掲載した。

II. 食品衛生規制の見直しに活用する研究に関する主な成果

- ・「小規模事業者における HACCP 導入支援に関する研究（平成30年度～平成2年度）」

深鍋調理食品の冷却時における食品温度とウエルシュ菌の消長について検討を行い、増殖至適温度帯（50℃～37℃）に2時間程度曝されることにより、急激にウエルシュ菌が増加することを認めた。この結果は、関係する HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書作成に活用された。

III. 外交交渉や国際貢献等に活用する研究に関する主な成果

- ・国際食品規格であるコーデックス規格の策定に係る国際交渉において、科学的知見の提供等により日本政府の対応を支援した。また、国際貢献の一環とし

て、WHOの食品安全決議に関するオンラインセミナーを開催した（令和2年11月）。									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例該当なし									
（2）論文数などの業績（令和2年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
23	115	24	6	237	40	2	0	3	78

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	食品の安全性の確保は、国民の健康を守るために極めて重要であり、多くの国民が高い関心をもっており、国民の健康へ直接的に影響を及ぼす。本研究事業の実施により、科学的な根拠に基づく施策（食品等の規格基準の策定、効果的・効率的な監視・検査体制の整備等）が可能となることから、食品の安全確保の推進に必要かつ重要である。
効率性 の観点 から	食中毒対策、食品中の有害物質（残留農薬、放射線等）などの国民の関心の高い研究に加え、新たな課題への対応、また、リスクコミュニケーションの手法の開発や新たな検査法の開発等を行っている。また、各種の通知やガイドラインの作成に直結しており、効率的・効果的に進められている。
有効性 の観点 から	得られた研究の成果は、食品安全行政の企画立案・評価を含め、日本国内で活用されるほか、国際機関にも提供される等、国際交渉や国際貢献にも活用されており、有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>食品等の規格基準を設定するための科学的根拠を与える研究、食品中の各種分析法等を確立する研究等のリスク管理に資する研究、食中毒発生の防止、原因究明の迅速化・高度化による被害拡大の防止等に資する研究、新たな技術を利用して開発された食品のリスク評価・管理に資する研究課題などは重要であるため、引き続き、これらの研究を行う必要がある。</p> <p>また、政府一体で進められる農林水産物・食品の輸出促進なども見据えた食品の国際基準・国際整合性等に直結する研究等を研究課題として推進していく必要がある。</p>

さらに、研究班の単位によらず複数研究班で共同してHPを開設したり、情報交換したりしてより効率的・効果的な研究を推進するなどの方策を検討するべきである。

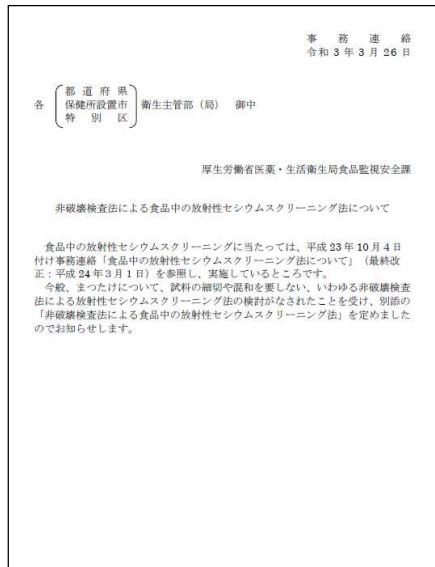
<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

研究を通じて、下記の事務連絡やリーフレット等が作成された。

「食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究」（令和2年度～令和4年度）

「非破壊検査法による食品中の放射性セシウムスクリーニング法について」（令和3年3月26日付け食品監視安全課事務連絡）

※抜粋



「植物性自然毒による食中毒対策の基盤整備のための研究」（平成30年度～令和2年度）

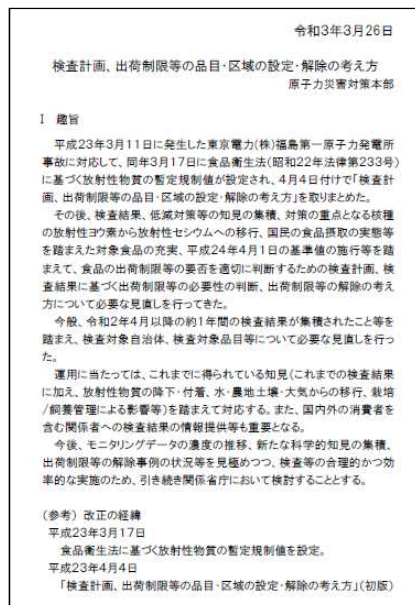
「有毒な植物と食べられる植物 間違えないように気をつけて！」

※抜粋

「食品中の放射性物質等検査システムの評価手法の開発に関する研究」（令和2年度～令和4年度）

検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（令和3年3月26日付け 原子力災害対策本部）

※抜粋



有毒な植物 と 食べられる植物

間違えないように 気をつけて!



私たちの身の回りには有毒な植物の中には有毒な成分を含むものがあります。それら有毒な植物の中には、山菜や野菜などの食べられる植物と見た目がそっくりなものがあり、区別するのが難しいものもたくさんあります。そのため、誤って有毒な植物を食べてしまったことによる食中毒が毎年発生しています。よくわからない植物は、絶対に採ったり食べたりしないようにしましょう。

有毒植物による食中毒の発生状況 (平成22年～令和元年)

植物名	間違えやすい植物の例 ^{*)}	事件数	患者数	死亡数
スイセン	ニラ、ノビル、タマネギ	57	195	1
ジャガイモ ^{**)}	——	21	327	0
パイナップル ^{**)}	オオバギボウシ、ギョウジョニンニク	20	46	0
チョウセンアサガオ	ゴボウ、オクラ、モロヘイヤ、アシタハ、ゴマ	15	41	0
クワズイモ	サトイモ	15	30	0
イヌサフラン	ギボウシ、ギョウジョニンニク、ジャガイモ、タマネギ	15	22	10
トドカガト	ニリンソウ、モミジガサ	9	17	3
ヨウシュヤマゴボウ	ヤマゴボウ	4	4	0
ヒヨウタン (觀賞用)	ヒヨウタン	3	20	0
ハシロコロ	フキ、トウ、ギボウシ	3	8	0
その他 (キダチバナ、ユウガオ、スノーレープ等)		24	75	0
不明		4	8	0
合計		190	793	14

^{*)} 自然毒が「スクロブライド」あり。

^{**)} 毒が不明な植物として、例によって色が違う野菜・緑色になったイモの部分、葉が赤くなったイモの部分などがあります。

^{*)} パイナップルの皮は有毒。



1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	カネミ油症に関する研究事業
主管部局（課室）	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課
関係部局	なし

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	209,713	1	1
平成31/令和元年度	209,713	1	1
令和2年度	219,713	1	1

3. 研究事業の目的

「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、カネミ油症に関して総合的な研究を推進し、ダイオキシン類の生物学的毒性の解明やカネミ油症治療法等を開発することを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要									
① 目的とする成果が十分に得られた事例									
<p>ダイオキシン類の人体への影響（毒性）のメカニズムに関するこれまでの研究成果を基礎とし、新たな治療法の開発に関連する以下の成果等が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病治療薬であるメトホルミンが AhR (Arylhydrocarbon Receptor) に働きかけること、ダイオキシン類や炎症による酸化ストレスを抑制する機構が明らかとなった。 ・桂枝茯苓丸に加えて黄連解毒湯にも油症の症状を緩和する可能性があることが明らかとなった。 									
② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例 該当なし									
(2) 論文数などの業績（令和2年度終了課題について）									
原著論文 （件）		その他の論文 （件）		学会発表 （件）		特許等 （件）		その他 （件）	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
2	19	0	0	0	0	0	0	0	0

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	平成24年8月に成立した「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」（以下、「推進法」とする。）においては、基本理念の一つとして、「カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進することによりカネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図るとともに、その成果を普及し、活用し、及び発展させること」が示され、「国は、カネミ油症の診断基準の科学的知見に基づく見直し並びに診断、治療等に関する調査及び研究が促進され、及びその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする」とされている。また、ダイオキシン類の慢性影響についての大規模な検証（疫学調査）は世界的にも例がないため、本研究事業は科学的にも社会的にも必要かつ重要である。
効率性 の観点 から	推進法に基づき、カネミ油症に関する専門的、学際的又は総合的な研究が推進されており、得られた知見をもとに、基礎から臨床への移行が効率的・効果的に進められている。
有効性 の観点 から	研究は、推進法に基づき実施され、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上やその成果の普及、活用及び発展を図るために行われており、有効性が高い。

6. 改善すべき点及び今後の課題

推進法に基づき、カネミ油症に関する専門的、学際的、又は総合的な研究をより一層推進し、カネミ油症の診断、治療等に係る技術の向上を図る必要がある。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

全国油症治療研究班では、これまでに行ってきた検診、疫学調査、臨床試験をもとに油症の現況と治療についてのリーフレット等を作成。

(画像はいずれも九州大学病院油症ダイオキシン研究診療センターHPから抜粋)



また、国内・海外での学会発表や刊行物などの研究成果が多くある。



1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	医薬品・医療機器等レギュラトリーサイ エンス政策研究事業
主管部局（課室）	医薬・生活衛生局総務課
関係部局	医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室、医薬品 審査管理課、医療機器審査管理課、監視指導・麻薬対策 課、医薬安全対策課、血液対策課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	192, 124	26	25
平成31/令和元年度	205, 565	30	30
令和2年度	330, 031	36	34

3. 研究事業の目的

無承認無許可医薬品の監視業務、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用対策、血液安全対策、医薬品販売制度・薬剤師の資質向上等の薬事行政における各種制度における課題に対して、政策的に実行するために必要な規制（レギュレーション）について、科学的合理性と社会的正当性に関する根拠に基づいて整備するための研究を行う。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <p>○「ワクチン等の品質確保を目的とした新たな国家検定システムの構築のための研究」（平成30年～令和2年度）</p> <p>ワクチンの品質等のリスク評価結果等に応じた試験頻度・項目を変更可能とする新たな国家検定の仕組み導入を検討するにあたって、本研究において試験頻度・項目見直しの基本的な枠組み案を作成した。より効率的な国家検定の実施のため、一部製剤において、常に自家試験と国家検定を並行して実施する常時並行検定により検定を行うこととした。</p> <p>○「国際流通する偽造医薬品等の実態と対策に関する研究」（令和2年度から継続中）</p>

国際的な偽造医薬品状況調査等により、COVID-19 向け偽造医療製品の増加が明らかとなった。また COVID-19 ワクチンが組織犯罪に利用される傾向が示された。さらに偽造医薬品の外観観察結果の分析、含有成分の同定・定量のための検討を行った。医薬品等の個人輸入に関する施策を検討する上で有用な基礎情報が得られた。

○「危険ドラッグ等の乱用薬物に関する分析情報の収集及び危害影響予測のための研究」（平成 30 年～令和 2 年度）

危険ドラッグ成分等の迅速な識別法・鑑別法を開発したことで、薬機法に基づく指定薬物への指定可否にかかる基礎資料として活用された。また、識別法・鑑別法を麻薬取締部等の関係機関と共有し、取締りに活用された。さらに、危険ドラッグ成分等の人体への影響予測を行うことにより、今後の危険ドラッグの評価を検討する上で、有用な基礎情報が得られた。

○大麻に関する正しい知識のとりまとめと発信

科学的な根拠に基づく大麻の乱用による心身への影響など、令和元年度までに研究班（危険ドラッグ等の濫用防止のより効果的な普及啓発に関する研究）で収集した大麻に関する正しい知識を冊子としてまとめ、都道府県等に配布し、効果的な薬物乱用予防啓発活動が図られるよう支援した。大麻等の薬物対策として、大麻に関する正しい知識を取りまとめた冊子を大麻等の薬物対策のあり方検討会（令和 3 年 1 月から 6 月まで開催）の基礎資料として活用し、薬物対策のあり方の検討を進めている。

○「新たなアプローチ方法による献血推進方策と血液製剤の需要予測に資する研究」（平成 30 年～令和 2 年度）

NDB（レセプト情報・特定健診等情報データベース）を用いた血液製剤の需要予測を行うとともに、効果的な献血推進策について検証を行った。血液製剤の需要予測および効果的な献血推進策に係る研究成果を、献血推進に係る新たな中期目標「献血推進 2025」策定の基礎資料として活用し、献血の推進及び血液製剤の安定供給に寄与した。

○「かかりつけ薬剤師・薬局の多機関・多職種との連携に関する調査研究」（平成 30 年～令和 2 年度）

外来で抗がん剤治療を受けている患者を対象に、薬局と医療機関の連携の中で、抗がん剤の種類ごとのプロトコールに基づく治療薬管理を実施した結果、副作用の早期発見や医師の負担軽減につながることを示された。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例

該当なし									
(2) 論文数などの業績 (令和2年度終了課題について)									
原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
24	62	80	1	164	35	0	0	28	20

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	<p>薬事監視等に関しては、「医療用医薬品の販売に係る情報提供ガイドライン」の見直し及び施策の追加等、臨機応変な対応につなげる研究が必要である。</p> <p>血液事業に関しては、最新の知見に基づき輸血療法および血液製剤の使用に係る新たな指針を策定することにより、国内の安全かつ適正な輸血療法の実施体制を構築する必要がある。また新興・再興感染症に対する献血血液の安全性に係る情報を収集し、その検出法等を開発することで、血液製剤の安全性を確保する必要がある。</p> <p>薬物乱用に関しては、危険ドラッグ等の化学物質を迅速に検出し、毒性を明らかにすることで、そのような化学物質を含む製品の流通禁止などの措置につなげ、保健衛生上の危害発生防止を図る必要がある。</p> <p>薬剤師・薬局制度に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ICT等を活用して従来とは異なる方法で薬剤師・薬局業務の実施が進んでいる。このようなニーズが高まりつつある中、各取組の安全性の検証等を行いつつ、薬剤師によるICTを活用した患者対応や医師等関係職種との連携の適切な方策を検討することで、対人業務の充実につなげ、かかりつけ薬剤師・薬局としての更なる機能発揮を図ることが求められている。</p>
効率性 の観点 から	<p>研究班会議には必要に応じて製薬団体や医療従事者、都道府県薬事取締当局等も参画している。また医療従事者、製薬団体、国立感染症研究所等との協力を通じて、新興・再興感染症の情報収集を行い、必要時には血液製剤の安全性を確保するための迅速な検出法を確立するなど、適切な体制で効率的に検討を行った。</p>
有効性 の観点 から	<p>薬事監視等に関しては、GMP省令や関連通知の改正、国家検定に係る運用改善の通知発出など、薬事監視業務における効率的、効果的な制度の運用を可能とする有効な研究成果が産出されている。</p>

	<p>血液事業に関しては、血液事業者が研究に参加しており、成果は直接事業者において活用される体制となっている。</p> <p>薬物乱用に関しては、指定薬物等の指定等の基礎資料としての活用や、関係機関に提供することによる現場における迅速な取締りへの活用が可能となる有効な研究成果が得られている。</p> <p>薬剤師・薬局制度に関しては、現在国内の一部の医療機関等において独自に実施されている薬剤師の卒後研修の研修内容や実態、諸外国におけるレジデント制度の状況等を調査しており、薬剤師の卒後研修について検討を進めるうえで有効な成果が得られつつある。</p>
--	---

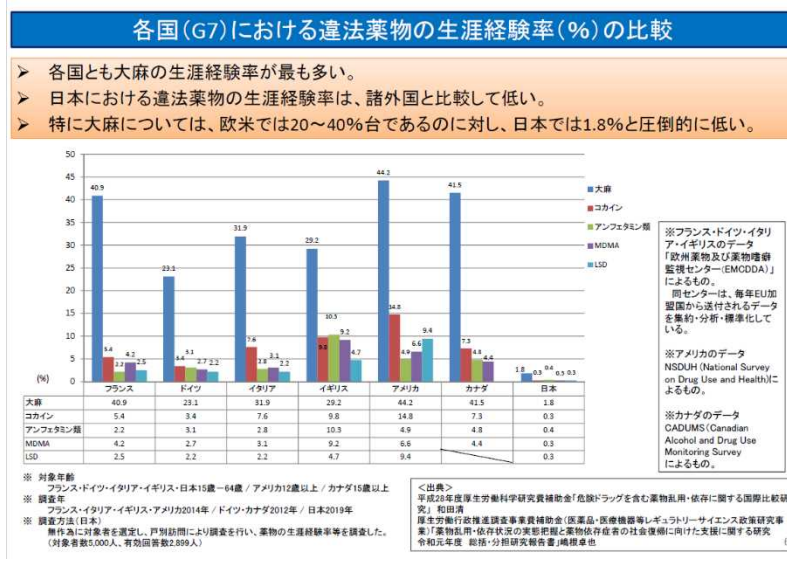
6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>薬事監視等に関しては、「「医療用医薬品の販売に係る情報提供ガイドライン」の施行に伴う企業側実体の調査研究」において、情報提供活動ガイドライン等の遵守状況調査と改善策の提言をとりまとめ、さらに患者等のユーザーニーズを踏まえた適切な情報提供方法を検討することで内容を充実させる必要がある。また SaMD（プログラム医療機器）については、新しい分野であり、国際整合性を踏まえた薬事規制の在り方の検討が求められているため、海外での規制の状況を踏まえながら国内事例を収集することにより、規制の見直しに必要な資料・考え方を早急に整理する必要がある。</p> <p>血液事業に関しては、近年報告されている新興・再興感染症に対する献血血液の安全性を確保するため、国内外における感染症の現状と輸血による病原体の伝播の情報の収集を行うとともに、その病原体の検出方法、国内での媒介生物、感染経路、病原体特性解析等を引き続き行う必要がある。</p> <p>薬物乱用に関しては、海外では、NPS（新規精神作用物質）による健康被害が報告されており、インターネット販売等を通じて国内に流入する可能性があるため、今後も海外の情報を収集するとともに、これらの物質に関する分析法・鑑別法の構築が求められる。</p> <p>薬剤師・薬局制度に関しては、薬剤師の業務に影響を与える要因を明らかにするために、薬剤師の業務を一部代替的に行う取組の活用実態、薬剤師として求められる対人業務（丁寧な服薬指導、副作用・服薬状況の医師へのフィードバック等）に関する教育の現状等の実態調査を行い、その結果を踏まえ、患者が最適な薬物療法を受けられるよう更なる対物業務（錠剤の入ったシートの取りそろえ、在庫管理等）の効率化と対人業務の充実を図る必要がある。</p>
--

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究」（平成31年～令和2年度）

第1回大麻等の薬物対策のあり方検討会（令和3年1月開催）資料



1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	化学物質リスク研究事業
主管部局（課室）	医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
関係部局	国立医薬品食品衛生研究所総務部業務課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	420,158	26	21
平成31/令和元年度	440,791	27	19
令和2年度	463,397	23	18

3. 研究事業の目的

本研究事業は、化学物質によるヒト健康へのリスクに関し、既存化学物質の総合的かつ迅速な評価、新規素材等に対する評価手法の構築を実施するとともに、規制基準の設定等必要なリスク管理、的確な情報発信を通じ、国民の不安解消、安全な生活の確保を図ることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

(1) 概要
<p>① 目的とする成果が十分に得られた事例</p> <ul style="list-style-type: none">「OECD プログラムにおいて TG と DA を開発するための AOP に関する研究」 「新型毒性試験法とシステムバイオロジーとの融合による有害性予測体系の構築」（令和3年度も後続研究を継続中） <p>化学物質の安全性評価手法として、OECD テストガイドラインの作成活動に研究成果を活用する等、国際的貢献に寄与した。特に、AR STTA 法（AR-EcoScreen™ 細胞を用いたアンドロゲン受容体恒常発現系転写活性化試験（TG458）、眼刺激性試験代替法 短時間曝露法（TG491）及び皮膚感作性試験代替法 アミノ酸誘導体反応試験（ADRA）（TG442）などの化学物質の安全性評価手法は、OECD にて試験法ガイドライン（TG）として採択された。また、人工知能等の技術も活用しながら、QSAR（定量的構造活性相関）等の網羅的な毒性予測手法の開発や改良を行い、反復曝露の毒性評価の効率化に向けてデータベースを構築した。</p> <ul style="list-style-type: none">「室内空気環境汚染化学物質の標準試験法の策定およびリスク低減化に関する研究」（令和3年度も後続研究を継続中）

シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会での議論に必要な基礎データとして、研究事業の成果を活用した。室内濃度指針値が策定されている揮発性有機化合物の標準試験法を開発し、多機関による妥当性評価を行った。

平成31年1月に改定された室内濃度指針値に対応する標準試験法を規格化し、日本薬学会編衛生試験法・注解2020・追補2021に公表した。ISO国際会議でフタル酸エステル類の標準試験法の新規提案が採択され、ISO16000-33への追加収載に向けた検討を進めている。

- ・ 「家庭用品中の有害物質の規制基準に関する研究」（令和3年度も継続中）
家庭用品規制法で定められている試験法のうち、噴射剤1種、防炎加工剤3種、木材防腐・防虫剤3種及び繊維製品用防虫剤の有機水銀化合物類について、改正試験法を検討した。防炎加工剤2種では既存の方法よりも有効性が高く、分析者への安全性に配慮した改正試験法が確立された。さらに、GC-MS分析のヘリウム不足対策として、先行研究で改正試験法を提案した溶剤3種の試験法について、水素及び窒素ガスに代替した試験法を開発した。基準設定に関する研究では、防炎加工剤2種について有害性評価値案を提示した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

(2) 論文数などの業績（令和2年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発
63	223	13	9	395	150	8	0	0	1

5. 研究成果の評価

<p>必要性 の観点 から</p>	<p>本研究事業は、日々の国民生活に利用される化学物質の有用性を踏まえ、化学物質を利用する上でヒトへの健康影響を最小限に抑える目的で行う種々の行政施策の科学的基盤となる事業であり、国民生活の安全確保に大いに寄与する不可欠なものである。</p> <p>また、リスクを最小化した状態で化学物質を使用することが化学物質管理の国際的目標であり、この達成に向けて引き続き国際協調の下で化学物質の有害性評価を進めていく必要がある。この目標達成のため化学物質の有害性評価の迅速化及び高度化に取り組むとともに、ナノマテリアル等の新規素材の安全性や子どもなど（高リスク集団）に対する化学物質の安全性、シックハウス（室内空気汚染）の問題等、</p>
----------------------------------	--

	<p>生活環境中の化学物質の安全性について調査や評価を進め、国民の不安解消、安全な生活の確保に資する成果の取得を目指す必要がある。</p> <p>具体的には、「家庭用品中有害物質の基準策定法に関する研究」「Ames/QSARの具体的な活用方法に関する研究」「in vivo 変異原性試験の活用法を確立する研究及び新たな変異原性評価手法に基づく試験を検討する研究」「動物実験代替法に資する試験管内試験方法の実用化に関する研究」「適切な動物試験の代替試験法の追加及び毒劇物の判定基準の明確化に関する研究」の推進は喫緊の課題である。</p>
効率性の観点から	<p>化学物質安全対策の研究拠点でもある国立医薬品食品衛生研究所がFunding Agencyとして総合的な事業戦略を立案し、加えて研究費配分機能・プロジェクトマネジメント機能を担うことで、化学物質安全対策に関する実状把握と研究管理が一元的になされるよう配慮している。具体的には、各研究課題で実施される班会議においては、必要に応じて化学物質安全対策室の職員が出席し、必要な指摘を行うほか、研究班相互の意見交換を促進するなど、研究の方向性を適宜調整しつつ進捗管理を行っている。</p>
有効性の観点から	<p>令和2年度の研究課題は、事前評価、2回の間中評価及び事後評価の計4回の評価が実施されており、事前評価委員会及び中間・事後評価委員会から「研究課題の有効性が高い」ことが認められている。</p> <p>研究成果は、行政施策の科学的基盤となる検討会等の議論を加速させるだけではなく、化審法、毒劇法、家庭用品規制法の各施策や、その他の分野への活用のみならず、化学物質の安全性評価に係る基礎データとしても活用され、国際的な試験法ガイドライン等の策定に直結するなど、国際貢献にも大きく資するものである。</p>

6. 改善すべき点及び今後の課題

本研究事業の「必要性」、「効率性」、「有効性」は上記の通り極めて高く、極めて優れた事業であると評価する。その上で、今後さらによりよい事業とするため、以下の点に留意して実施すべきである。

- ・将来の化学物質の有害性評価を担う若手研究者の育成も念頭に置くことが必要であり、若手研究者の優先的な活用など新たな取り組みも検討していくことが望ましい。
- ・化学物質に関する各種施策へと活用される研究成果が得られるような研究を、一層推進していくために、事前・中間・事後評価によるPDCAサイクルを回しつつ、場合によってはgo/no-go判断等を行ってメリハリの効いた研究推進ができる体制を検討することが必要である。

- ・上記の取り組みを実現すべく、所管課室である化学物質安全対策室と Funding Agency たる国立医薬品食品衛生研究所の連携の深化及び国立医薬品食品衛生研究所の事業立案・進捗管理機能の強化を図っていく必要がある。

＜参考＞ 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「室内空気環境汚染化学物質の標準試験法の策定およびリスク低減化に関する研究」（平成30年度～令和2年度）

4.4 空気試験法

4.4.5 有機物質

13) 揮発性有機化合物（改訂）

旧試験対象名である 13) 揮発性有機化合物（塩化アリル、塩化エチル、塩化ビニリデン、塩化ビニル、塩化メチル、塩化メチレン、クロロホルム、クロロベンゼン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロベンゼン、臭化メチル、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、1,2,4-トリクロロベンゼン、二臭化エチレン、ジクロロジフルオロメタン、ジクロロテトラフルオロエタン、トリクロロトリフルオロエタン、トリクロロフルオロメタン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、トルエン、ベンゼン、1,3-ブタジエン、アクリロニトリル）のうち、括弧書きの化合物名を削除して 13) 揮発性有機化合物とした。

(3) 捕集剤による乾式採取法（アクティブ法）ーガスクロマトグラフィー/質量分析法による定量

(3) -1 固相吸着-溶媒抽出ーガスクロマトグラフィー/質量分析法による定量¹⁾（新規）

トルエン、*o*-、*m*-、*p*-キシレン、エチルベンゼン、ス

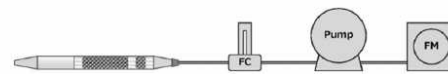
100 mg を精秤し、メタノールを加えて 100 mL とする²³⁾。

⑧ 高純度 N₂ ガス：測定対象物質、内標準物質およびサロゲート物質のクロマトグラムに妨害を生じないもの²⁾

【装置および器具】① 抽出容器：スクリューキャップまたは共栓付き遠心管（容量 5～10 mL 程度）

② マイクロシリンジ：容量 1～10 μL または 10～100 μL が量りとれるもの

③ 試料採取装置：試料採取装置は、捕集管、流量調節装置、ポンプおよびガスメーターを連結したものである。接続例を図 4.4.5-5 に示す。なお、試料採取環境の湿度が高い場合、除湿管を使用してもよい。試料採取装置に使用する器具類は十分に洗浄して汚染に注意する。試料採取に当たって装置を組み立てたのち、漏れないことを確認する。



FC (flow controller): 流量調節装置, FM (flow meter): ガスメーター

図 4.4.5-5 試料採取装置の接続例

（日本薬学会編衛生試験法・注解 2020：追補 2021 より抜粋）

1. 研究事業の基本情報

分野名	「健康安全確保総合研究分野」
研究事業名	健康安全・危機管理対策総合研究事業
主管部局（課室）	健康局健康課地域保健室
関係部局	大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室、 医薬・生活衛生局生活衛生課、水道課

2. 研究事業の予算、課題採択の状況

	予算額（単位：千円）	申請件数（件）	採択件数（件）
平成30年度	279,407	24	23
平成31/令和元年度	319,427	30	25
令和2年度	350,000	27	25

3. 研究事業の目的

本事業は、健康安全・危機管理事象への対応を行うため、関係機関等との体制整備、対応力向上のための人材育成、エビデンスに基づいた効果的な課題対応に関する知見等の情報収集・分析および効果的な手法等の開発研究を行い、全国に普及可能な方法論等を明らかにすることを目的とする。

4. 研究成果及び政策等への活用状況

（1）概要

① 目的とする成果が十分に得られた事例

地域健康安全の基盤形成に関する研究分野

・「東日本大震災の被災者の健康状況の把握と支援」（平成23年度～令和2年度）においては、平成23年度からコホート研究を開始し、その結果を毎年省内関連部局や自治体に共有し、必要な支援に繋げてきた。令和2年度調査では、災害公営住宅居住者では依然として健康状態や生活習慣、社会的支援に問題を抱える住民の割合が多くみられ、新たな生活環境におけるサポートやケアが必要であることが示唆された。また、震災後の居住環境とその変化は、メンタルヘルス、運動機能、健診結果、介護保険認定及び医療費などと有意に関連していたことを示した。

・「地域保健における保健所に求められる役割の明確化に向けた研究」（令和元年～令和2年）では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する緊急アンケートを行い、第一波の時点において、相談センターの24時間対応を直営で実施している保健所が66.1%に達するなど、保健所に過大な負荷がかかっており、重症患者が増加した際の受け入れ体制の整備、情報の共有・提供体制の整備等の

早急に対応すべき要望事項がまとめられた。また、今後の地域保健のあり方に関する提言では、人材確保・人材育成、健康危機管理体制、組織体制、情報連携・調査研究の推進、ソーシャルキャピタル・連携等について提言内容が整理された。

・「市町村保健師の災害時保健活動遂行能力の向上のための教育教材及びその活用マニュアルの作成と検証」（令和2年度～継続中）においては、災害時保健活動遂行能力に関する教育方法の効果や課題を整理するとともに、フェーズ0からフェーズ2のコンピテンシーとその遂行に求められる知識・技術・態度に応じた教育方法（e-ラーニング教材・演習教材・研修プログラム）を作成した。e-ラーニング教材については、プレテストの実施、統括保健師等を対象としたWeb説明会を実施された。また、応援派遣の人材として期待される市町村保健師の災害時保健活動遂行能力の向上のために、新型コロナウイルス感染症対策における保健師の応援派遣及び受援の手引きを作成した。

水安全対策研究分野

・「化学物質等の検出状況を踏まえた水道水質管理のための総合研究」（令和元年度～令和3年度）においては、水道水の要検討項目のうち目標値が設定されていない6物質について、最新の毒性評価の知見をもとに目標値案を整理した。令和3年度の厚生労働省の検討会で目標値案を提示したところであり、今後、水道水におけるこれらの物質の実態調査を行った上で通知改正につなげる予定。

・「水道の基盤強化に資する技術の水道システムへの実装に向けた研究」（令和2年度～令和4年度）においては、国内水道事業者を対象としたアンケート調査による自動監視装置を用いた水質管理及び測定データの利活用状況の収集と課題抽出、学術文献検索による既存及び将来の要素技術の考察並びに連続監視水質管理に有用な水質指標の特定、ビッグデータに基づいた残留塩素濃度に関する水質変動予測推定モデルの構築及び精度の向上、小型で経済的な残留塩素の測定装置の開発を行った。

・「水道事業の流域連携の推進に伴う水供給施設システムにおける生物障害対策の強化に関する研究」（平成30年度～令和2年度）においては、水源監視強化として全国水道水源で発生するカビ臭原因物質産生藍藻類のライブラリーと遺伝子検査による簡易同定法を構築し、その有用性を検証した。また、浄水場でのカビ臭対策強化として原因物質の効率的な除去方法を提示した。

生活環境安全対策研究分野

・「住宅宿泊事業における衛生管理手法に関する研究」（平成31年度～令和2年度）においては、民泊サービスを提供している物件の実態調査を行い衛生管理等の問題点を明らかにし、必要な衛生管理手法をまとめた。また、民泊の管理者

や宿泊者等に向け、手指消毒や咳エチケット等の感染症対策をまとめた分かりやすいリーフレットを複数言語（日本語、英語、韓国語、中国語）で作成し、自治体窓口等に配布することで、新型コロナウイルス感染症対策等の周知啓発につながった。

健康危機管理・テロリズム対策研究分野

・「大規模イベント時の健康危機管理対応に資する研究」（令和元年度～継続中）においては、マスギャザリングにおける対策の現場ニーズと対応策を蓄積し、研究班ウェブサイトでは、各国のマスギャザリングにおける新型コロナ対策の情報整理を行い公開した。その他、WHOのガイダンスを活用したマスギャザリングにおける新型コロナウイルスのリスク評価を医療、公衆衛生の両面から検討し、「東京大会におけるホストタウンでの新型コロナウイルス感染対策準備アクションチェックリスト」を作成して、自治体向け講習で活用した。

・「大規模災害時の保健医療活動に係る行政のモデル体制の構築と災害時の情報を活用した運用に関する研究」（令和元年度～令和3年度）においては、内閣府戦略的イノベーション創造プログラムSIP第2期「国家レジリエンス（防災・減災）の強化」と連携し、各支援チームと行政組織が災害時に協働できる体制モデルの検討と、その体制を運用するための情報共有の中身と方法、及び訓練や研修を通じた体制の実証と評価を行うことを目的として、前年度に作成した体制モデルの実証・評価プロセスの机上演習プロトタイプの実施企画を行なった。また、行政における情報システムのあり方、保健・医療・福祉のステークホルダーの実災害時の活動スケジュールの整理を行い、体制モデルのあるべき姿の検討を行なった。

・「災害発生時の分野横断的かつ長期的なマネジメント体制構築に資する研究」（令和元年度～継続中）においては、新型コロナウイルス感染症の流行も踏まえながら、保健医療福祉活動の総合的なマネジメントの具体的な方策を確立することを目的として、保健医療調整本部等に関する検討、令和元年の風水害における保健医療調整本部等に関する調査結果の分析、産学民間の連携に関する調査、指揮・統制・調整・コミュニケーションに関する海外の情報収集、分野横断的な情報共有・連携の課題、避難所・在宅者等の情報把握・支援の検討を実施した。

② 目的とする成果が不十分であった事例/目的とする成果が得られなかった事例
該当なし

（2）論文数などの業績（令和2年度終了課題について）

原著論文 (件)		その他の論文 (件)		学会発表 (件)		特許等 (件)		その他 (件)	
和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願	取得	施策に 反映	普及・ 啓発

43	104	22	5	200	31	0	0	0	46
----	-----	----	---	-----	----	---	---	---	----

5. 研究成果の評価

必要性 の観点 から	健康危機管理の根拠となる知見は、医学をはじめとする学際的な学問分野により得られ、その体制・仕組みは法制度・社会状況等を踏まえた実践により構築されるものである。災害対策・テロリズム対策については、今後、地方自治体や他省庁との連携を更に充実させ、より実行性のある総合的な対策を打ち出すことが必要であり、関連機関と連携した研究が必須である。本研究事業は、効果的な健康危機管理体制を常時確保するために必要不可欠なものである。
効率性 の観点 から	本研究事業は、健康危機管理の研究・教育の拠点でもある国立保健医療科学院が資金を拠出する機関として研究費配分機能を担うことで、健康危機管理に関する実状把握、研究管理、教育・人材育成が一元的になされるよう配慮している。
有効性 の観点 から	本研究事業における研究の多くは、健康危機事案の対応に当たる地方自治体や保健所・地方衛生研究所等の行政機関にとって実用性が高い「手引き」、「ガイドライン」、「基準値・検査方法」等の形でその成果が得られている。更なる高度な専門性、迅速性、広域性が求められる全国の健康危機管理体制の底上げ・均てん化に大きな役割を果たすと評価している。

6. 改善すべき点及び今後の課題

<p>新型コロナウイルス感染症流行も含め、多様化する健康危機管理事案の発生に際しては、地方自治体、他省庁、保健所等の行政機関の機能強化だけでなく、関係する職能団体や業界団体、さらには地域住民との情報共有も含めた連携が重要な課題である。本事業は多様な健康危機課題を対象に、行政機関と関係機関・団体との連携及び地域住民との協働のあり方について、健康危機事案発生を想定した平時からの対応を検討するとともに、健康危機の発生防止、発生に備えた人材育成も含めた準備、発生時のそれぞれの研究が実施されてきた。今後は平時と健康危機管理時両面における行政機関の情報管理も含めた機能強化に関する研究が重要と考えられる。</p> <p>以下に各分野の課題と今後の研究の方向性について述べる。</p> <p>地域保健基盤形成に関する研究分野では、国民の生活スタイルの変化、健康課題の変化、さらに大規模な自然災害だけでなく、新型コロナウイルス感染症の流行による複合災害による健康危機管理体制の強化など、地域保健をとりまく状況は大きく変化しており、地域保健行政は多様な役割が求められるように</p>

なっている。多様化する健康危機事象に対し、地域において適切かつ迅速な対応が可能となるよう、平時の地域保健に関する研究とともに、有事初期から有事発生後まで状況に対応するための人材育成、柔軟な地域保健システム及び安全管理体制の構築を目指した研究を推進すべきである。

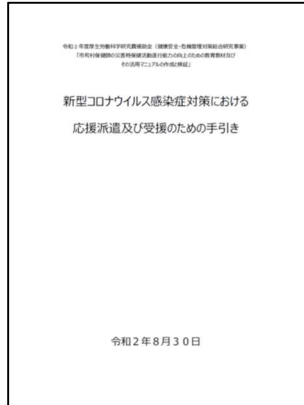
水安全対策分野では、我が国の水道は、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足、気候変動による水道水源の水質変動等の多くの課題に直面しており、これらに対応するため、水道の基盤強化に資する技術、小規模供給システムにおける持続的な維持管理、水道水質基準等を定期的に見直すための研究、気候変動への適応性の強化等に関する研究を推進すべきである。

生活環境安全対策分野では、生活環境の適切な保持のため、公衆浴場のレジオネラ症対策に関する研究やクリーニング業法で定められる消毒が必要な指定洗濯物（タオル、パンツ等）の範囲及びその消毒方法の検証研究などの生活衛生関係営業の質の向上に資する研究、ICTを活用した建築物衛生管理手法の検証を推進すべきである。

健康危機管理・テロリズム対策分野では、人材育成体制の整備のため、既存のネットワークや開発したカリキュラム案等と実際に活用できる教育プログラム等との連携を強化することが重要である。大規模イベント対策については新型コロナウイルス感染症の影響下において実施されるオリンピック・パラリンピックは過去類を見ないものであり、その知見を集約し、世界に向けて経験を発信することが重要である。また、平成30年に実施された世界保健機関による国際保健規則に関する合同外部評価において、デュアルユース性が懸念される病原体に関する監督体制の確立やオールハザード・アプローチに基づく公衆衛生上のリスクプロファイルの分析の必要性等が指摘されており、令和3年度以降の研究において、こうした指摘に対応していく。健康危機管理領域は、新型コロナウイルス感染症への対応を経て、重要性が増しており、オールハザード・アプローチによる健康危機管理能力の強化に向けた研究を推進すべきである。

<参考> 令和2年度に実施した研究の成果又は政策への活用の例

「市町村保健師の災害時保健活動遂行能力の向上のための教育教材及びその活用マニュアルの作成と検証」（令和2年度～継続中）



「住宅宿泊事業における衛生管理手法に関する研究」（平成30年～令和2年度）

住宅宿泊事業における感染症対策に関する啓発リーフレット（※添付は中国語版）



「化学物質等の検出状況を踏まえた水道水質管理のための総合研究」（令和2年度）

検討会で6物質の水道水の目標値設定を提案（令和3年6月30日）

